

第 5 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

平成23年12月13日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第5回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成23年12月13日（火曜日）

午前9時59分開議  
午前11時40分休憩  
午後0時59分開議  
午後1時19分休憩  
午後1時26分開議  
午後1時27分休憩  
午後1時29分開議  
午後2時18分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

議案第2号 平成23年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

議案第9号 平成23年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

議案第13号 熊本県こども総合療育センター条例及び熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 児童を一時保護する施設において行う児童の一時保護に関する事務の受託を廃止することの協議について

請第10号 「社会保障・税一体改革案」における「受診時定額負担」の導入に反対する意見書の提出を求める請願

委員会提出議案

「受診時定額負担」の導入に反対する

意見書

請第15号 「介護福祉士等修学資金貸付制度」の拡充及び継続について国への意見書提出を求める請願

請第2号 350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①地方分権改革に伴う児童福祉施設等の人員、設備及び運営等に係る条例制定に向けた準備状況について

②次期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定について

③第3期熊本県障がい福祉計画の策定について

④むし歯予防対策（フッ化物活用）の取組状況の報告について

⑤「ねんりんピック<sup>ふれ愛</sup>2011熊本」開催結果について

⑥水俣病対策の状況等について

⑦「熊本県バイオマス活用推進基本計画（仮称）」の策定について

⑧熊本県地下水保全条例改正の検討状況について

⑨公共関与による管理型最終処分場の整備について

出席委員（8人）

委員長 溝口 幸治  
副委員長 上田 泰弘  
委員 西岡 勝成  
委員 岩下 栄一  
委員 平野 みどり  
委員 藤川 隆夫

委員 早田 順一  
委員 九谷 高弘  
欠席委員（なし）  
委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 林 田 直 志  
総括審議員兼  
政策審議監 松 葉 成 正  
医 監 岩 谷 典 学  
長寿社会局長 江 口 満  
子ども・障がい福祉局長 東 泰 治  
健康局長 伊 藤 敏 明  
ねんりんピック推進局長 古 森 誠 也  
健康福祉政策課長 吉 田 勝 也  
首席審議員兼  
健康危機管理課長 末 廣 正 男  
高齢者支援課長 永 井 正 幸  
認知症対策・  
地域ケア推進課長 大 村 裕 司  
社会福祉課長 田 端 史 郎  
子ども未来課長 中 園 三千代  
子ども家庭福祉課長 福 島 誠 治  
障がい者支援課長 西 岡 由 典  
医療政策課長 三 角 浩 一  
政策監 藤 中 高 子  
国保・高齢者医療課長 林 田 浩 稔  
健康づくり推進課長 佐 藤 克 之  
薬務衛生課長 内 田 英 男  
ねんりんピック推進課長 小 原 雅 晶

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一  
政策審議監兼  
環境政策課長 内 田 安 弘  
環境局長 山 本 理  
県民生活局長 田 中 彰 治  
水俣病保健課長 田 中 義 人  
水俣病審査課長 高 山 寿 一 郎  
環境立県推進課長 田 代 裕 信

環境保全課長 清 田 明 伸  
自然保護課長 小 宮 康  
廃棄物対策課長 加 久 伸 治  
公共関与推進課長 中 島 克 彦  
くらしの安全推進課長 松 山 昌 紹  
消費生活課長 杉 山 哲 恵  
首席審議員兼  
男女参画・協働推進課長 中 園 幹 也  
人権同和政策課長 清 原 一 彦  
病院局  
病院事業管理者 横 田 堅  
総務経営課長 田 原 牧 人

事務局職員出席者

議事課課長補佐 濱 田 浩 史  
政務調査課課長補佐 森 田 学

午前9時59分開議

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまから第5回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1人の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託された請第10号について、提出者からの趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

それでは、説明者を入室させてください。

（請第10号の説明者入室）

○溝口幸治委員長 おはようございます。各委員には、それぞれ請願書の写しを配付しておりますので、それでは、早速説明をお願いいたします。

（請第10号の説明者趣旨説明）

○溝口幸治委員長 説明ありがとうございます。後ほどよく審査をしますので、よろしく願いいたします。

（請第10号の説明者退室）

○溝口幸治委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

今回の委員会は、午前中に健康福祉部関連の議案等の審議を行い、午後から、環境生活部及び病院局関連の議案等の審議、付託議案の採決、閉会中の継続審査事件を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、健康福祉部の議案等について、執行部の説明を求め、質疑を受けたいと思います。

それでは、健康福祉部林田部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○林田健康福祉部長 健康福祉部の概要説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

10月15日から18日まで開催をいたしましたねりんピック<sup>ふれ愛</sup>2011熊本につきましては、常陸宮同妃両殿下の御臨席を仰ぎ、とり行われました総合開会式を初め、多彩なイベントに多くの皆様に御参加をいただきました。熊本から全国へ元気をお届けすることができたのではないかというふうに考えております。

開催に当たりまして多大な御支援をいただきました県議会を初め、多くの関係団体や県民の皆様に深く感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。お世話になりました。

続きまして、物品調達等に関する不適正な経理再発防止策の健康福祉部に係る検証結果について御報告を申し上げます。

民間の有識者で構成する検証委員会の検証結果では、裏金や私的流用につながるおそれのある預け金及び差しかえは認められませんでした。

しかしながら、前年度納入が2件判明をいたしました。今後、このような経理処理の誤りを二度と発生させないように、検証委員会

の提言を踏まえ、これまで以上に再発防止策に徹底して取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、所管であります総務常任委員会において報告されることになっておりますので、申し添えます。

続きまして、健康福祉部関係の議案の概要につきまして、座って説明させていただきます。

今回提案しております議案は、予算関係2議案、条例等関係2議案の合計4議案でございます。

まず、第1号議案の平成23年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額14億9,000万円余を増額する補正予算をお願いしております。

その主な内容についてでございますけれども、高齢者への支援につきましては、介護職員処遇改善等臨時特例基金を活用して、介護施設の開設を円滑に進めるための予算を計上しております。

社会福祉の充実につきましては、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会間の貸付業務ネットワークシステム構築等に要する予算を計上しております。

子育て支援につきましては、安心こども基金を活用して、放課後児童クラブの環境整備に対する助成や待機児童解消のために保育所の設置促進を図るための予算を計上しております。

また、清水が丘学園における学校教育導入に対応できる環境整備に要する経費や、子ども手当に係る制度変更に伴う市町村のシステム改修及び財源更正等についての予算を計上しております。

障害者への支援につきましては、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用して、社会福祉施設の耐震化を行う社会福祉法人等への助成や、障害者自立支援対策臨時特例基金を活用して、新体系サービスの基盤整備を推進する予算を計上しております。

地域医療体制の整備につきましては、地域医療再生臨時特例交付金の追加交付により、地域医療再生基金に交付金を積み増すとともに、当該基金を活用して、災害拠点病院や災害派遣医療チームの活動に必要な医療機器等の整備や周産期医療に必要な施設整備に対する助成に要する予算を計上しております。

このほか、国庫補助事業に係る精算金の返納や財源更正、来年度の年間委託契約に係る債務負担行為の設定、各種施設整備の繰越明許費についてもお願いをいたしております。

次に、第2号議案の平成23年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算についてでございますが、修学資金や生活資金などの貸し付け増加による資金不足に対応するために、1,000万円余の増額補正をお願いしております。

これらによりまして、特別会計を含めました健康福祉部の平成23年度の予算総額は1,436億1,000万円余となります。

次に、第13号議案の熊本県子ども総合療育センター条例及び熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、障害者自立支援法の一部改正に伴い、関係規定の整理を行うものです。

次に、第24号議案の児童を一時保護する施設において行う児童の一時保護に関する事務の受託を廃止することの協議についてでございますが、熊本市が児童相談所を設置した平成22年4月から児童の一時保護に関する事務を受託しておりましたが、熊本市の一時保護施設の整備が平成24年2月末に完了し、24年4月から運用が開始される見込みとなりましたので、事務の受託を廃止するものです。

このほか、地方分権改革に伴う児童福祉施設等の人員、設備及び運営等に係る条例制定に向けた準備状況についてなど、5件について御報告をさせていただくこととしております。

以上が今回提案しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課の吉田です。

お手元の厚生常任委員会説明資料に沿って御説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

社会福祉諸費の社会福祉施設等耐震化等特別対策事業で1億1,263万円余の減額補正をお願いしております。減額分は、熊本市所管の社会福祉施設のスプリンクラー及び耐震化整備に係るものであり、国の経済危機対策として平成21年度に造成しました社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を財源としているものでございます。

減額の理由としましては、当初の予算計上に当たっては、熊本市から提出された事業実施計画書に基づき予算措置を行い、その所要額として、当初は工事費が不明であったため国の補助要綱に基づく上限額で積算しておりました。今回、工事費が実施予定額を下回ったことなどにより、減額補正を行うものでございます。

なお、減額した分につきましては、同じ基金のメニューとなっております事業、具体的には、県所管の障害関係施設の耐震化整備で使用する見込みであり、当該基金は全額執行する予定でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

民生費の社会福祉費として補正予算で計上したこと等により事業実施期間が不足する事業のうち、老人福祉施設の施設整備や介護基盤の緊急整備等で28億2,800万円、児童福祉費として保育所の施設整備で4億4,100万円をお願いしております。

最後に、4ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定についてでございます。

す。

今回、保健・医療・福祉関係業務のうち、こども総合療育センターの診療報酬請求業務委託分の778万円の追加をお願いしております。委託業務の予定価格が100万円を超えるため、一般競争入札を行う必要があります、例年お願いしております2月定例会での設定では4月からの業務開始に間に合わないことから、本定例会において債務負担行為の設定を行うものでございます。

健康福祉政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料5ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございますが、1億5,300万円余の増額をお願いいたしております。これは、平成22年度の感染症予防事業や新型インフルエンザワクチン接種負担軽減事業などの国庫補助事業にかかわる国庫負担金等の確定に伴う精算に要する経費でございます。

以上、御審議方よろしくお願い申し上げます。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

老人福祉費でございます。右側の説明欄をごらんいただきたいと思います。

高齢者福祉対策費の施設開設準備経費助成特別対策事業でございますが、これは、特別養護老人ホーム等の介護施設の開設を円滑に進めるため、開設6カ月前からの準備経費に対し助成を行う事業でございます。

本年3月以降、市町村におきます状況の変化や介護基盤緊急整備等臨時特例基金の有効活用等の観点から、市町村に対して施設の追加整備の意向を聴取し、県として適当と判断した施設についても、本年度に追加して施設

整備を進めることといたしました。

今回は、この追加した施設整備に係ります当該経費につきまして、現計予算で不足します3,300万円の増額補正を行うものでございます。

高齢者支援課は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○田端社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

社会福祉総務費につきまして、451万円余の増額補正をお願いいたしております。

これは、説明欄にありますように、県社会福祉協議会が実施しております生活福祉資金貸付業務につきまして、貸し付けの決定業務を行っております県社会福祉協議会と貸し付けの申請受け付けや相談業務を行っております市町村社会福祉協議会との間に、業務ネットワークを構築することによりまして、業務の効率化を図るものでございます。これに要する経費を助成するものでございます。

なお、本事業の財源につきましては、すべて国のセーフティーネット支援対策等事業費補助金の交付を受けて執行することといたしております。

社会福祉課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

8ページをお願いいたします。

右側の説明欄に沿って御説明いたします。

まず、児童健全育成費につきまして、8,547万円余の増額をお願いしております。

(1)の熊本県地域子育て応援事業ですが、これは、放課後児童クラブの環境向上のために、安全、安心対策としてのAEDですとか、感染症防止対策としての空気清浄機、あるいは子供が静養したり、さまざまな交流ス

ペースを確保するための県産量などの設備整備に対して補助するものでございます。これは、昨年度保育所など就学前施設に対し同様の事業を実施しましたが、大変好評をいただきまして、事業効果もありましたので、本年度は放課後児童クラブを対象とするものでございます。

(2)の保育所徴収金算定システム改修事業は新規でございまして、税制改正によりまして、23年分からの所得税と個人住民税の年少扶養控除などが廃止されます。したがって、税額と連動しております24年度からの保育料算定に影響が生じることになります。このたびは、その影響を遮断するためのシステム改修を行う市町村に対して補助するものでございます。

2つの事業ともに、安心こども基金を活用いたします。

次の2番、国庫支出金返納金につきましては、22年度の母子保健関係の国の補助事業におきまして、精算によって返納が生じるものでございます。

次に、下の段の児童福祉施設整備費につきましては、保育所整備のために3億4,307万円余の増額補正をお願いしております。これは、待機児童を抱えます菊陽町に2カ所、大津町に1カ所保育所が新設されるに当たり、安心こども基金を活用して補助するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

母子医療対策費につきましては、未熟児養育医療費に2,918万円余の増額補正をお願いしております。これは、本年度上半期の請求件数及び支払い額が昨年度に比べてそれぞれ伸びておりますことと生活保護世帯の子供が見込み以上にふえている状況がございまして、今後見込まれる不足分の補正をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 ここまでのところで質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○平野みどり委員 2ページの障害者施設の方のスプリンクラーの整備と耐震化整備。これは、説明は十分わかりましたが、整備をしなければいけない施設の今大体何割ぐらいがもう整備が完了しているというか、進んでいるというふうに考えたらいいんでしょうか。

○吉田健康福祉政策課長 社会福祉施設等耐震化等特別対策事業についてのお尋ねでしたが、この事業で対象にしておりますのが、スプリンクラーと耐震化整備、施設の種別でいきますと、保護施設、これが3施設県内でございます。児童関係の施設、これが7施設でございます。それから、障害関係の施設が15施設、全体で25施設が耐震化事業の対象になります。スプリンクラーにつきましては、同じような施設、種別で対象になります。

整備の状況ですが、スプリンクラーにつきましては、消防法の施行令の改正で本年度までの設置が義務づけられておりまして、100%設置の見込みとなりますが、耐震化の方につきましては、3年間で整備しますが、保護、児童、障害合わせて14の施設ということで、対象は25施設でございますが、今回この事業で整備しますのは、14ということでございます。

残りにつきましては、24年度以降、通常の国庫補助事業の中で整備を進めていくというようにことなるかと思っております。

○平野みどり委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 児童育成クラブですけれど

も、私の地元の小学校は、コミセンの中に児童育成クラブがありまして、みんな元気にやっています、終わってからですね。これは県内でどのくらいの数の子供がいるんですか。

○中園子ども未来課長 放課後児童クラブについてのお尋ねでございます。

今施設が、熊本市以外で224カ所、熊本市で88カ所ということで、312カ所ございます。子供の数でございますが、熊本市以外で7,820人おります。

○岩下栄一委員 結構いますね。

○中園子ども未来課長 はい。今のは22年度の数字でございます。

○岩下栄一委員 前年度ですね。

○溝口幸治委員長 いいですか。

○岩下栄一委員 どうもありがとうございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。  
——よろしいですか。

じゃあ、なければ、先に進みます。

○福島子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

10ページをお願いいたします。

上段の児童福祉総務費ですが、説明欄1、被災した子ども等の支援のための相談・援助事業は、東日本大震災により被災した子供等の相談、援助等を行うため、熊本市が児童相談所の職員を派遣いたしましたので、それに要した経費124万円余を安心子ども基金を活用し、助成するものでございます。

2段目の児童措置費ですが、説明欄1、清水が丘学園の学校教育導入に対応できる環境

整備費は、来年4月に予定しております清水が丘学園への学校教育導入に対応するため、教育備品等の整備や既存教室の改修に要する経費として、2,709万円余の補正をお願いするものでございます。財源につきましては、安心子ども基金を一部活用するほか、県と熊本市で、入所児童の実績に応じ、8対5の割合で負担し合うこととしております。なお、既存施設では面積が不足しますので、その分につきましては、リースによるプレハブで対応する予定にしております。

次の2、(1)児童手当市町村交付金は、子ども手当を支給する市町村への交付金ですが、本年8月の3党合意に基づき、今般子ども手当特別措置法が施行されたことに伴い、国庫負担金から一般財源への財源更正を行うとともに、今年度のこれまでの支給実績を踏まえ所要見込み額の減額補正をお願いするものでございます。

11ページをお願いします。

説明欄上段の(2)子ども手当制度変更に伴うシステム改修事業は、子ども手当特別措置法施行に伴う市町村のシステム改修に対する助成で、安心子ども基金を活用し、7,543万円余の補正をお願いするものでございます。

下段の母子寡婦福祉資金特別会計繰出金は、貸し付け見込み額の増加に伴い、一般会計から特別会計への繰出金について、補正をお願いするものでございます。

12ページをお願いします。

母子寡婦福祉資金特別会計につきまして、ただいま御説明しました一般会計からの繰入金に県債を加えまして、1,050万円余の増額補正を行い、貸付原資の不足に対応するものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

第24号議案児童を一時保護する施設において行う児童の一時保護に関する事務の受託を廃止することの協議についてでございます。



昨年4月に熊本市において児童相談所が開設されましたが、現在の施設はプレハブで、一時保護施設がございません。このため、熊本市が行うべき一時保護の事務を県が受託してまいりましたが、現在、熊本市では、大江にありますウェルパルクまもと横に、一時保護施設を兼ね備えた児童相談所を建設中であります。

来年4月1日からは、熊本市が直接一時保護の事務も行うことができるようになりますので、事務の受託を廃止するための協議を行うことにつきまして、地方自治法に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西岡障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

説明資料の13ページをお願いします。

障害者福祉費で4億5,714万円余の増額補正をお願いしております。説明欄の1、障がい者福祉諸費でございます。いずれも障害者自立支援対策臨時特例基金活用事業でございまして、予算上は17万円余の減額補正となっておりますが、基金の効率的な執行を図る観点から、現時点における諸事業ごとの執行見込み額を調査いたしまして、執行残が見込まれる事業については減額補正し、増額が必要な他の事業へ補正を行うという内容でございます。

まず、(1)の障害福祉サービス事業者等運営安定化事業では、地域移行支度経費支援事業で、入所または入院中の障害者の方が地域生活へ移行される際に、生活に必要な物品購入に対しまして、1人3万円を限度に助成を行うもので、見込みを大きく上回る需要がございまして、要望に対応するため、増額補正を行うこととしております。

次に、(2)の障害者自立支援法移行促進事業につきましては、他の事業で見込まれる執

行残を財源といたしまして、施設改修、備品整備のための自立支援基盤整備事業の増額を行いますとともに、グループホーム・ケアホームへの移行促進事業におきましては、地域生活への移行のため、アパートや一般住宅などを借り上げてグループホーム等を運営する事業者には、敷金、礼金等の初度経費を助成するものでございますが、見込みを上回る要望がありましたために増額を行うこととしております。

(3)の障害者自立支援法円滑化事業につきましては、市町村事業等における所要見込み額の減少分について減額補正を行い、効率的な執行を図るものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

2、障がい者福祉施設整備費でございます。障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業で予算枠により一部事業執行ができなかったものがございましたが、熊本市で実施予定の事業が減額となり、耐震化基金に残が生じることとなりましたので、今回県事業を実施するための所要額を計上するものでございます。なお、今基金の事業実施は、平成23年度までとなっておりますが、年度内に着工したものについては、次年度まで繰り越しが認められることとなっております。

続きまして、3、国庫支出金返納金でございます。

(1)、自立支援医療費国庫負担金、(2)、特別障害者手当等給付費国庫負担金、(3)、地域生活支援事業費等国庫補助金におきまして、平成22年度分の額の確定、精算に伴いまして、超過交付分を国へ返納するものでございます。

続きまして、15ページをお願い申し上げます。

4、障害者自立支援対策臨時特例基金積立金でございますが、平成22年度市町村補助事業分におきまして、額の確定に伴う市町村か

らの返納金を一たん基金へ積み戻すものでございます。

次に、児童福祉総務費でございます。24万円余の増額を計上しております。こちらにつきましても、特別児童扶養手当事務取扱交付金の平成22年度分の額の確定に伴います返納金でございます。

次に、精神保健費でございます。370万円余を計上しております。こちら、精神保健費等国庫負担金の平成22年度分の額の確定に伴い、超過交付分を国へ返納するものでございます。

次に、県立病院事業会計繰出金に係る財源更正でございます。子ども手当相当額について、本年8月の3党合意に基づいた特措法に対応して財源更正を行うものでございます。

以上、障がい者支援課の補正予算は4億6,109万2,000円の増額でございます。補正後の課の予算総額は216億9,960万9,000円となります。

続きまして、19ページをお願いいたします。

第13号議案熊本県こども総合療育センター条例及び熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

20ページの概要で御説明申し上げます。

条例改正の趣旨にありますとおり、障害者自立支援法が改正となりまして、同条例で引用しております同法関係条文が条項ずれの変更となりましたために条例改正を行うものでございます。このため、条例の内容には変わりはありません。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費について、3億6,848万円

余の補正をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

1、保健医療推進対策費の災害拠点病院・DMA T資機材等整備事業につきましては、災害拠点病院や災害派遣医療チーム、いわゆるDMA Tの災害時における対応能力を向上させるため、活動に必要な医療機器等の整備に対して補助を行うものでございます。

2の母子医療対策費の地域周産期中核病院等機能強化事業につきましては、地域で中核的な役割を担います産科病院が行います周産期医療に必要な設備整備に対し補助を行うものでございます。

いずれの事業も、地域医療再生基金の拡充分を活用して取り組む新規事業でございます。

3の国庫支出金返納金は、平成22年度僻地医療運営費補助金等の確定に伴う精算返納金でございます。

4の地域医療再生基金積立金につきましては、地域医療再生臨時特例交付金の基金への積み立てでございます。今回は、国からの内示に伴い、9月補正分との差額を積み増しするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

資料の17ページをごらんください。

公衆衛生総務費でございますが、国庫支出返納金1億2,188万円余を計上しております。これは、説明欄にありますように、22年度原爆被爆者特別措置費等における国庫補助事業費の確定に伴って精算返納金が生じたため、国へ返納するものです。

返納金の内訳としては、原爆被爆者の手当交付金が約1億1,000万円となっております。これは、21年当時、全国的に原爆症認定の訴訟が相次いだため、手当支給額が増加することを見込んで予算を計上しておりました。

が、当初見込みより支給対象が少なかったため、返納が生じました。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○内田薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の18ページをお願いします。

公衆衛生総務費ですが、右の説明欄のとおり、新規事業の移植医療体制整備等支援事業といたしまして、700万円余の増額をお願いしております。これは、全国的な臓器提供者の増加に対応いたしまして、熊本赤十字病院及び済生会病院が脳死判定に必要な心電図測定装置などの機器整備や脳死判定専門医の養成など、移植医療体制の整備を図りますことから、地域医療再生基金を活用いたしまして、事業費の2分の1の助成を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 それでは、ここで質疑を受けたいと思いますが、質疑ございませんか。

○西岡勝成委員 11ページの子ども手当制度の変更に伴うシステム改修事業、これは、市町村に、猫の目のように変わる、要するに制度の変更、市町村もいろいろ困っていると思うんですけども、これは一部を助成するんですか。市町村は市町村でどのくらいの金額を見積もってあるんですか。

○福島子ども家庭福祉課長 市町村のシステム改修に対する助成でございますが、これは全額助成するものでございます。市町村の負担はございません。

○西岡勝成委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○岩下栄一委員 移植ですけれども、結局日赤、あるいは済生会が実施をされていて、今県内に移植というのは、腎、肝、骨髄、それから角膜ですか、4つか5つかありますが、今どのくらいの移植希望の方が県内に存在して、また、移植が実際実施されているのかということですけども。

○内田薬務衛生課長 臓器移植についてのお尋ねでございます。

現在、県内では、腎臓で151名、角膜で116名の方が移植を待ち望んでおられます。

ちなみに、肝臓につきましては、現在熊本大学附属病院で、腎臓につきましては、熊本大学附属病院と熊本赤十字病院で移植が可能でございます。

○岩下栄一委員 骨髄移植はないんですか。

○内田薬務衛生課長 骨髄移植でございますけれども、現在熊本県内では熊本医療センターで骨髄の移植が行われております。現在熊本県内に登録されておられます方が約3,000名おられまして、ドナーの登録でございますけれども、そのうち移植希望者が150名程度ということになっております。

○岩下栄一委員 そうですか。

それで、移植ネットワークというのがあるんですよ。それで、そこで——一回、6月か何か、ちょっと聞きましたけれども、移植コーディネーターというのは、まだ西村さん1人ですか。

○内田薬務衛生課長 現在、県の臓器移植コーディネーターは、西村1人でございます。そのほか、現在、熊本大学の方に移植を受け

られた後のレシピエント、この方のいろんなサポートをするレシピエントコーディネーターが今1名設置をされている、そういう状況でございます。

○岩下栄一委員 その西村さん1人で足りるんですか。大変でしょう。

○内田薬務衛生課長 委員御指摘のとおり、臓器移植の相談件数、年間30例を超えてございます。ただ、それがそのまま現在移植に結びついていないという現況がございますけれども、やはり移植の相談が24時間365日ということを考えますと、やはり1人ではかなり大変であろうかというふうに思っております。

ただ、そこをサポートするという意味で、現在、県内に36ございます公的病院に90名以上の院内コーディネーター、これは、医師、看護師などに委嘱をいたしまして、そういった方々が、病院の中で移植の相談があった場合に、第一義的に移植の相談を受けていただく、その中で移植につながる可能性の高いものにつきましては、西村コーディネーターに引き継いで移植を進めてまいりたいという体制をとっているところでございます。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○早田順一委員 16ページの医療政策課の1の保健医療推進対策費の中でDMATのことが載っておりますけれども、東日本大震災のときに大変各都道府県から出動されて御尽力いただいたところでもありますけれども、県内で今何チームぐらいのこのチームがあるのか。それと、今後どれぐらい設置を考えられているのか、ちょっとお尋ねします。

○三角医療政策課長 DMATに関するお尋ねでございます。

現在、県内のDMATチーム数につきましては、9病院、15チームございます。これらのチームを中心に活動を行っていただいているところでございます。

今後の見込みでございますけれども、委員御存じのとおり、DMATにつきましては、国の研修を受ける必要がございますので、なかなかその枠が多くとれないといいますが、限度がございますが、希望をとりまして、チーム数をふやしていきたいというふうに考えております。

○早田順一委員 手を挙げて、それぞれの病院が作りたいたって国に提出をされれば全部県としても設置したいというか、考えられていますか。

○三角医療政策課長 現在のところ、先ほど申しましたとおり、受講チーム数に限度がございますので、現在の基本的な考え方としましては、災害拠点病院におきますチーム希望、そういったものを中心に、県内のバランスを考えながら、受講の順位を決めていくというような形で当面は進めていこうという考えでございます。

○溝口幸治委員長 いいですか。

ほかにございませんか。——よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、本委員会に今回付託された請第10号及び請第15号を議題とし、これについて審査を行います。

それではまず、請第10号について、執行部からの状況の説明をお願いいたします。

○林田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

請第10号は、熊本県歯科医師会及び熊本県歯科医師連盟からの請願で、その内容は、熊本県議会から、政府及び関係機関に対し、受診時定額負担の導入に反対する旨の意見書を提出することを要望するというものでございます。

請願の趣旨にもありますように、受診時定額負担につきましては、本年6月末に政府・与党社会保障改革検討本部が決定した社会保障・税一体改革成案において、高額療養費の見直しとともに盛り込まれたものでございます。

高額療養費の制度は、医療費自己負担の上限額を所得区分に応じて定めるものでございますが、同じ所得区分であっても、その区分の幅が大きく、負担感に差があることなどから、所得区分を細分化し、負担の重い方の上限を見直すなどして、負担軽減を図ることが国において検討されております。

そのために必要な財源として、外来を受診される方に、定率の自己負担に加えて、1回100円、低所得者の場合50円といった定額をお支払いいただく仕組みの導入があわせて検討されているところでございます。

今月5日時点での厚生労働省社会保障改革推進本部の中間報告によりますと、この受診時定額負担につきましては、来年の通常国会への法案に向けて、関係者の意見を聞きながら引き続き検討するとされており、現在国において議論が進められているところでございます。

説明は以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。——なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第10号についてはいかがいたしましょう

か。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第10号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、請第10号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第10号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。そこで、意見書(案)について事務局から配付させます。

（資料配付）

○溝口幸治委員長 配付が終わったようでございます。

今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨とほとんど内容は変わらないようですが、今日を通していただいておりますが、この案でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。

この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長あてに提出したいと思っております。

次に、請第15号を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第15号について、執行部からの状況の説明をお願いいたします。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

この請願は、介護福祉士養成施設の全国団体である日本介護福祉士養成施設協会からのもので、介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充及び継続について、国への意見書提出を求める請願となっております。

まず、介護福祉士等修学資金貸付制度について御説明申し上げます。

この制度は、質の高い介護福祉士や社会福

社士の養成、確保を目的に、国の平成20年度第2次補正予算追加経済対策を受けて、21年度から23年度まで3年限りの制度として本県で実施しているものでございます。国から3億7,696万円の交付金を受けた全額国庫の事業となっております。

事業の実施主体は、県の社会福祉協議会でございまして、養成施設に在学する学生への貸し付け、これが月額5万円以内、このほか、一時金として、入学準備金20万円以内、就業準備金20万円以内となっております。貸し付けの対象者は、原則として、家庭の経済状況から貸し付けが必要とされる優秀な学生で、かつ、本県に住民登録があり、養成施設を卒業後、本県で介護業務等に従事しようとする者となっております。

また、質の高い介護福祉士等の県内への就職を促進するため、養成施設の卒業の日から1年以内に本県内で介護等の業務に従事し、かつ、5年間当該業務に従事したときは、借りた資金の全額が免除になる返還免除制度がございまして、貸し付けの実績については、21年度の事業開始からこれまで211人に貸し付けを行っておりまして、平均しますと、年間約70人に貸し付けを行っております。

この件に関する国の考え方についてですが、国におきましては、平成24年度の概算要求で本事業の継続要求をしておられません。ただし、平成24年度以降については、都道府県の判断で、原資が続く限り事業を継続できるという取り扱いになっております。

本県におきましては、平成23年度の年度末で、貸付原資残高が約3,800万円となる見込みでございまして、これを活用して、来年度、平成24年度までは貸付事業を継続する予定でございまして。

なお、24年度は、この3,800万で、過去の平均からしますと、20人程度の貸し付けには対応できるということで考えております。

最後に、請願の内容についてですが、この

請願は、第1に、貸付原資の積み増し、第2に、東日本大震災の被災学生に対する優先貸し付け、貸付額の増額及び授業料免除等の措置、第3に、返還免除条件の緩和を求める内容になっております。

現行制度が拡充、継続されれば、介護福祉士の確保に資するものと考えますが、いずれも国の制度設計にかかわることということで考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 この貸し付けられた生徒さんたちの大部分は県内でのような考えであるかと思いますが、実際県内で就労されている方は、実態としてはどういう形になっているのか、わかれば。

○吉田健康福祉政策課長 この貸し付けは21年度からでございますので、まだ卒業された方はごく数人ということでございます。

○藤川隆夫委員 その数人の方は県内ですか。

○吉田健康福祉政策課長 はい。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。――なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第15号についてはいかがいたしましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第15号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、請第15号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、継続中の付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第2号について、執行部からの状況の説明をお願いします。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

350万人のウイルス性肝炎患者の救済について、国への意見書提出を求める請願でございます。

本請願の趣旨は、国に対し、すべてのウイルス性肝炎患者の救済を求めるというものでございますが、このうち集団予防接種の際の注射器の連続使用によって感染したとして争われておりますB型肝炎訴訟については、先日、被害者を救済するための特別措置法が可決、成立したところでございますが、これまでに、6月28日に、国と原告弁護団の間で成立しました基本合意書に基づき、原告40人との和解が成立いたしております。

県としましては、肝疾患専門医療機関等とも連携し、関係者に対する基本合意の周知や患者、被害者の皆さんの証拠資料の収集が円滑に行われるよう努めているところでございますが、11月30日に、熊本地裁に提訴した県内患者4人を含め、全国15自治体で新たに512人の国家賠償請求訴訟が提起されるなど、なお1,900人近い原告が存在しており、薬剤投与や予防投与の事実を証明できる当時のカルテの存否や母子感染でないことの証明の有無などにより、救済される方とされない方に差が生じるという状況に変わりはございません。

以上が9月議会以降の状況でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明に関して質疑はありますか。——なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第2号についてはいかがいたしましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第2号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、請第2号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、健康福祉部におけるその他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

それでは、健康福祉政策課吉田課長から報告をお願いいたします。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

委員会報告事項の資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

地方分権改革に伴う児童福祉施設等の人員、設備及び運営等に係る条例制定に向けた準備状況についてでございます。複数の課が関係しますので、代表して、健康福祉政策課から御説明申し上げます。

本件につきましては、9月の委員会での報告に続き、2回目となります。

まず、全体概要についてですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、こ

れが、第1次が本年の4月28日、第2次が同じく本年の8月26日に成立したことによりまして、現在国が政省令等で規定しております児童福祉施設等の人員、設備及び運営についての基準等を、都道府県が条例で規定することとなりました。この条例を基準条例と称しておりますが、現在、この基準条例の制定に向けて、内容の検討を行うなどの準備を進めているところでございます。

続いて、1番について御説明いたします。

下からの表で、次の2ページまで記載しておりますが、児童福祉法など、9つの法律に基づく24種類の基準を条例で定めることとなっております。県が条例を定めるに当たって準拠すべき基準は、国の政省令等によりまして示されることとなりますが、その基準を定めた政省令等については、この表の一番右の欄に記載しておりますが、第1次一括法に係る15種類が、10月7日及び10月19日に改正されております。第2次一括法に係る9種類につきましては、現在、国のパブリックコメントが終了し、12月中旬から1月ごろには改正されるという状況を記載してございます。

2ページまで表が続いておりますが、3ページをごらんいただきますと——2番について御説明いたします。

基準条例を制定するに当たっては、国が示します(ア)従うべき基準、(イ)標準、(ウ)参酌すべき基準の3つの類型に基づくこととなっております。具体的には、政省令等により示されることとなっております。大別しますと、人員配置基準、あるいは居室面積基準、人権に直結する運営基準等につきましては(ア)の従うべき基準、利用定員につきましては(イ)の標準、(ア)の従うべき基準と(イ)の標準以外の基準につきましては、すべて(ウ)の参酌すべき基準というふり分けがされております。

既に政省令で発出されております保育所の場合の例を下の表に記載しておりますので、

ごらんいただきたいと思います。

まず、(ア)従うべき基準のうち人員配置基準につきましては、例えば保育士の員数に係る基準がございしますが、その内容として、乳児3人につき1人以上の保育士を配置することとなっております。また、居室面積基準については、例えば乳児室については、乳児または満2歳未満の幼児1人につき1.65平方メートル以上であることというふうにされております。さらに、人権に直結する運営基準等につきましては、例えば、入所した者を平等に取り扱う原則であったり、虐待等の禁止に関することなどがございます。

次に、(イ)の標準に関する基準ですが、保育所につきましては該当がございません。

次に、(ウ)の参酌すべき基準、これにつきましては、例えば、保育室等を2階以上に設ける場合の要件に関することや非常災害に関すること、職員の知識及び技能の向上に関すること、あるいは衛生管理に関することなどがございます。

4ページをお願いいたします。

3番のスケジュールについて、基準条例に係る一括法の施行は平成24年4月1日となっておりますが、既に条例で基準を定めております認定こども園を除いて、施行日から起算して1年を超えない期間の経過措置が設けられております。本県としましては、基準条例の十分な検討を行うとともに、周知期間を設けるため、平成25年4月の施行を目指しております。

現在、類型を示した政省令等が順次改正されておりますが、下の米印のところに記載しておりますとおり、当初は、この類型を示した政省令等は、法律の公布から3カ月後、1次関連につきましては、本年の8月ごろに改正されることとなっておりますが、予定を2カ月ほどおくれまして、先ほど御説明しましたとおり、第1次一括法に係る15種類が、ようやく10月の7日及び19日に改正されたと



ころでございまして、残りの9種類については、いまだ改正されていない状況でございます。

こうした状況でございますが、条例の制定に当たっては、関係団体等からの意見聴取を行うとともに、24年3月までには素案を作成することとしております。その後、24年度初めにはパブリックコメントを行い、6月または9月議会での条例制定、提案を目指したいというふうに考えております。

なお、認定子ども園に関する基準につきましては、経過措置が設けられておりませんので、来年2月議会に条例案を上程し、24年4月から施行していきたいというふうに考えております。

以上で基準条例制定に係る準備状況についての説明を終わらせていただきます。

○溝口幸治委員長 何か質疑ありませんか。

これは各団体非常に興味を持っておられますので、またがりますよね、我々のメンバーでの議論が終わって新しいメンバーになって議決ということになりますので、非常に難しいところだなというふうに感じていますが、タイミングを見て、必要だと感じたら、委員会をこの件では開かせていただきたいというふうに思います。非常に関心が皆さん高いので、そのような形で進めさせていただきます。

質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、次の報告に移ります。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

報告事項の5ページをお願いいたします。

次期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定状況につきまして御説明を申し上げます。

1の計画策定の趣旨についてでございますが、黒ボツ3番目でございますとおり、平成21年度から23年度を計画期間といたしましたくまもと・健やか・長寿プランが今年度末をもって終了することから、平成24年度から26年度までの次期高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定作業を進めております。

2の計画の位置づけについてでございますが、本計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法に基づく介護保険事業支援計画と位置づけておりまして、また、市町村が策定します高齢者福祉計画、介護保険事業計画を支援しつつ、市町村計画との連携を図って策定してまいります。

3の計画策定体制についてでございますが、学識経験者、医療・福祉関係者、保険者等で構成します県の社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会で審議を行っているところでございます。

6ページをお願いいたします。

4の計画の概要、たたき台についてでございますが、まず、ローマ数字Ⅰの計画の目指す姿につきましては、“高齢者がいきいきと輝き、健やかで長寿を楽しめる”くまもとを目指しまして、高齢者の尊厳の尊重など、4つの項目を基本理念としております。

次に、ローマ数字Ⅱの重点目標と主要施策に関しましては、3年間という限られた期間で重点的に取り組む本県らしい目標として、認知症になっても、住み慣れたところで安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めることを重点目標として設定をいたしているところでございます。

また、主要施策といたしましては、基本理念や重点目標のもと、高齢者の社会参加や介護予防、健康づくりや、地域全体で認知症高齢者とその家族を支援する体制の構築など、大きく6つの項目を掲げ、主要施策ごとに、現状と課題や目指すべき方向等をまとめていくことといたしております。

最後に、5の策定スケジュールでございますが、これまで2回、保健福祉推進部会で審議を行っておりまして、今後、1月に開催予定の次回の部会での審議を経た上で2月にパブリックコメントを実施し、厚生常任委員会に御報告をしたいと考えております。その後推進部会で最終案の審議を行い、3月中に策定することといたしております。

高齢者支援課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西岡障がい者支援課長 障がい者支援課です。

報告資料の7ページをお願いいたします。

第3期熊本県障がい福祉計画の策定につきまして、その進捗状況を御報告いたします。

障がい福祉計画については、障害者自立支援法89条に基づきまして、生活介護や就労訓練などの日中サービス、あるいはグループホームやケアホーム、入所支援施設などの住まいの場など、障害福祉サービス等の提供体制の確保を図るための計画でございます。

2の計画の概要ですが、平成18年に障害者自立支援法が施行されて、来年度は7年目を迎えます。3年ごとに計画を策定することとされておりまして、第3期の計画は、平成24年度から26年度までの3年間がその計画期間となります。

計画の構成は、(2)にございますとおり、冒頭に、計画の位置づけ、理念等を記載しまして、障害者の自己決定と自己選択の尊重など計画の基本的な考え方をスタートといたしまして、計画の具体的な中身に入っていく構成としております。

数値目標としましては、計画の柱でございます入所者等の地域生活への移行、就労移行について、アの福祉施設の入所者の地域生活への移行などの地域生活に関する目標やイの福祉施設から一般就労への移行など、就労支援に関する目標などを設定しまして、その目

標達成のための取り組みを進めていくこととしております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

計画の中心となります障害福祉サービス等の必要量の見込みにつきましては、サービスの実施主体である市町村が見込んだサービス量の積み上げを基本に、県内11の障害保健福祉圏域ごとに集計いたしまして、県全体の平成26年度までのサービス必要見込み量を決定することといたしております。

最後に、3の策定スケジュールですが、これまでの取り組みとしましては、国が示した計画策定方針に基づき、9月に第3期計画策定に当たっての市町村説明会を行いまして、11月までに市町村からのサービス見込み量の報告が上がってまいりましたので、現在、県全体の集計、調整など、その取りまとめを行っているところでございます。

今後は、12月下旬から1月にかけて、市町村から報告を受けた必要サービス量について、当該市町村、関係者からのヒアリング等を行い、その確認、調整を行いますとともに、1月から2月にかけてパブリックコメントを実施することとしまして、3月に第3期計画の策定を終える予定でございます。

以上、第3期熊本県障がい福祉計画の策定状況についての御報告でございます。

○佐藤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

報告事項資料の9ページをごらんください。

虫歯予防対策における弗化物活用の取り組み状況について御報告いたします。

まず、1の(1)の小中学校における弗化物洗口ですけれども、阿蘇市の旧波野村地区では、平成9年から小中学校各1校で、それから玉東町では、平成19年から小学校2校、中学校1校で実施中です。また、2市町の小学

校3校が平成24年度からの実施に向けて検討中、2町が今後の実施に向けて検討中となっております。

これまで、体育保健課と連携して、県内全圏域で市町村や全小中学校を対象に説明会を実施しております。

それから、(2)の保育所、幼稚園については、4町村が今年度から新たに実施して全体で34市町村が実施中となっております。

それから、2のフッ化物塗布の取組状況ですけれども、幼児の虫歯予防対策としての1歳児及び1歳6カ月児を対象とした塗布ですが、15市町村が今年度から新たに実施して全体で17市町村が実施中です。

それから、3のモデル校についてですが、今後新たに弗化物洗口を実施する学校を県教育委員会がモデル校として位置づけることとなっておりますので、当課は、体育保健課と連携して、モデル校への技術的支援とともに、モデル校の実施方法を県内に情報発信してまいります。

健康づくり推進課、以上です。

○溝口幸治委員長 それでは、今までのところで質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○西岡勝成委員 いろいろな将来計画が予定されておりますけれども、やはりプラン・ドゥー・シーといいますか、シー、要するに、過去いろいろな計画をつくってなし得なかった部分、成果が上がった部分等々、十分に見直ししながら、そして新しい計画をそれぞれつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○早田順一委員 最後の弗化物の活用のところなんですけれども、虫歯予防のですね。こ

れは、モデル校というのは、これは浦田県議がたしか一般質問された中で出てきましたけれども、この上の小中学校は、今実際取り組んでいる学校が実施しているのはモデルにはならないわけですかね。何か別に考えられているんですかね。

○佐藤健康づくり推進課長 その件については、先日体育保健課にお尋ねしましたところ、それも含めて今検討しているという回答でした。ですから、どういうふうな取り扱いになるかは、今後決まると思います。

○溝口幸治委員長 やっているところもやろうとしているところも、全部モデル校にしてしまおうという考え方ということですか。

○佐藤健康づくり推進課長 そうかもしれないですし、新しく始めたところだけされるかもしれない、そこも含めて何か今から検討していきますという回答でした。

○早田順一委員 モデル校になったら、ここに書いてありますが、技術的支援、何か予算を伴って補助か何かがあるわけですかね。

○佐藤健康づくり推進課長 洗口に関しては、補助事業が今年度から始まっていますので、あります。それと、技術的支援に関しては、保健所あるいは歯科医師会に委託しての技術的支援が可能です。

○早田順一委員 単純にモデル校が何かいっぱいできるようなイメージでいいんですかね。

イメージとしては、今までの学校もしているけれども、また新たにするとところもモデル校となって、いっぱいモデルができるようなイメージなんですかね。

○佐藤健康づくり推進課長 今実施しているところが、小中学校合わせて5校で、今検討されているところが3校なので、一度にたくさんできるということはちょっと難しいかなというふうに考えております。徐々にふえていくのかなというふうにしております。

ちなみに、佐賀県がかなり先進的にやっておりますけれども、平成14年度から佐賀県は取り組みが始まったんですが、そのときは小学校が10数%だったんですが、8年か9年かかって、ほぼ全部の小学校での実施になっていきますので、多分熊本県としても、それなりの時間が必要かなというふうには考えております。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにありませんか。

○上田泰弘副委員長 今の早田先生のに関連して、各、例えば地域振興局ごとだとか、ある一定の圏域ごとにモデル校ができていけば、それは少しずつやっぱり保護者の間で話題というのは広がって、どんどん取り組みが広がっていくと思いますので、できるだけ、どの範囲というのはまた別として、こつこつとでもいいですので、そういうモデル校をつくっていただくようによろしくお願いをいたします。要望です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 障がい福祉計画の策定についてなんですけど、8ページの計画で定めるサービスの必要量、これが本当に、向こう3年ですか、きちんと必要な量を計画に盛り込まれていけばいいなと思うんです。その中でも相談支援、私も9月の議会で質問させていただきましたけれども、今回、その計画相談支援という、とって重要な中身になってきますが、たしか質問のときにも、相談支援

員の研修を受けられている方の中で実質的に動かれているのは100人弱というか、90人ぐらいだというふうに聞いております。今後、養成された方たちが実動、もっと実際に相談員として実動していくためには、やっぱりそこにしっかりとした処遇というか、待遇というか、そこら辺を整備しないことにはなかなかできない。

今実質活動されている方々がキーになって、さらに、新たに養成される方とか、まだ研修を受けているけれども、実質的に実動されていない方たちを掘り起こして行って、相談支援を充実させていかなければいけないわけです。この相談支援の充実という部分で、ネットワークを事業所で張って、それでいろんな事例の検討とかも含めてやっておられ、そこを行政として支援していくということが重要かと思うんですけれども、その点についていかがでしょうか。

○西岡障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

相談支援については、先生の御質問にもありましたけれども、地域支援と利用者をつなぐということで大変重要だと認識しております。

経営的には、相談支援事業所、大変厳しいというような結果も出ておりますので、そういう面からのサポートも必要ですし、先生がおっしゃった人材の育成、研修体系を専門的な分野も含めて少し充実させて、来年度、民間の相談支援事業者の方の御意見も聞きながら進めていきたいと考えております。

○平野みどり委員 もう今事業所は、本来の業務の余力でやっていらっしゃるというか、ボランティア精神で今やっていらっしゃる部分があるので、この重要な相談支援という部分を行政としてもしっかりと後押ししていかないといけないなと思っています。条例でも言

っておりますけれども、社会モデルとして、障害を持っている方たちが地域の中で息づいていく、生活できていくためには、この部分ももうかなめになっていくと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、お待たせいたしました。ねんりんピック推進課小原課長、最後の報告ですね。たっぷり時間を残してありますので、思いのたけを。

○小原ねんりんピック推進課長 ありがとうございます。ねんりんピック推進課でございます。

開催結果について御報告申し上げます。  
報告事項10ページでございます。

大会は、総合開会式を皮切りに、すべての事業が計画どおりに実施されました。交流会場となった市、町では、多くのボランティアの御協力を得ながら、延べ参加者数は55万人、経済波及効果は107億円となっております。

11ページの7、その他の実績については、ごらんのとおりでございます。

次に、8の大会アンケートについてでございます。

このアンケートは、大会期間中、選手、役員や一般来場者の方々に対して実施したものです。

まず、選手、役員の感想でございます。

3つの円グラフでございますが、左のグラフは県外からの参加者の滞在日数で、半数以上の方が4泊5日以上滞在しておられます。真ん中のグラフは観光の予定で、半数以上の方が観光を楽しんでおられます。右側のグラフは「熊本にまた来たいか」との問いに対して、98.5%の方から、また来たいとの回答を

いただいております。

12ページをお願いいたします。

選手、役員の方々の大会に対する感想でございます。

一番上の棒グラフ、総合開会式や、上から3つ目の係員やボランティアの対応では、「大変良い」が半数を超えており、大変高い評価をいただきました。特に総合開会式につきましては、東北3県選手団の共同宣言に感動した、運営スタッフ、ボランティアの対応がとても親切だったなどの声も聞かれ、全国へ熊本の元気を発信できたのではないかと考えております。

このように、大会期間中、県内各地域の伝統や文化、そして県民の皆様のおもてなしなどに熊本の魅力を十分感じていただいたことが、先ほどの熊本にまた来たいとの好印象にもつながったものと考えております。

今回来熊された多くの方が熊本のファンになっていただき、また、リピーターとなっていただけることを期待しているところでございます。

次に、選手、役員の1人当たりの消費額は、平均10万6,000円余りとなっております。

次に、13ページをお願いします。

こちらは、一般来場者の感想でございます。

一般来場者については、県外からも12.7%の方が参加されています。大会への評価としては、選手、役員のアンケート結果と同様、総合開会式、イベントの感想、係員やボランティアの対応ともに高い評価をいただいております。

また、一般来場者1人当たりの消費額でも、平均1万2,000円余りとなっております。

なお、大会期間中、空港や駅などでの売店では、これまでにない売り上げを記録したと

ころや、観光施設、飲食店関係者などからも、大変にぎわったとの報告も受けております。また、大会会場となった13の市、町、そして大会を支えていただいた各競技団体や老人クラブの皆様などからも、大会を開催して本当によかったとの感想をいただいております。

今回の大会の成果は、県議会を初め、大会運営や心のこもったおもてなしなどに御活躍いただいたボランティアの皆様、そして各学校、団体、企業など、多くの県民の皆様の方ならぬ御支援、御協力によるもので、おかげをもちまして、大きな事故もなく、無事終了することができました。重ねて、心から厚く御礼申し上げます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ありがとうございます。

それでは、今の報告について、質疑ございますか。

○早田順一委員 ねんりんピック開会式に行かせていただき、本当に素晴らしい大会だったというふうに思います。

今の御報告を受けまして、非常に経済効果も上がっているようでございますけれども、何か率直に今ちょっと感じたのが、この報告、もちろんいいんですけども、何か経済常任委員会に報告するような内容のような気がして——そういう印象を受けました。実際今回24回目を迎えたこのねんりんピックなんですけれども、例えば、競技人口が過去からしてどのような推移で、多分ふえていると思いますけれども、ふえているのかどうか、例えば、医療費に関して、因果関係、ちょっとわからないかもしれませんが、医療費がどれぐらい削減できているんじゃないかとか、何かそういったデータというのはないんでしょうか。

○小原ねんりんピック推進課長 ただいまの委員の御質問でございますが、ねんりんピックを開催することによってのスポーツ参加者数の増減、あるいは医療費の増減等につきましても、ねんりんピック開催したことでのどの程度貢献するかという部分については、なかなか難しいところではございますが、これまで九州でねんりんピックを開催した県におきましては、福岡県、宮崎県、大分県などでは、この全国大会を契機に、県版のねんりんピックをすることによって、それぞれのスポーツの振興、あるいは高齢者が文化の振興に取り組みされていることを伺っております。

私ども、県民に広くこの浸透したねんりんピックの成果を何らかの形で今後も引き継いでもらえないかということで、高齢者支援課とも検討してまいりたいというふうに思っております。

○早田順一委員 データがとれるかどうかわかりませんが、国あたりに、そういった医療費がどれぐらい削減できているのか、そういうのを調査してくれとか、そういうのをぜひ県の方からでも言っていたいただければと思いますけれども。要望で。

○溝口幸治委員長 御意見として。

ほかにはございませんか。——よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 私からも一言。

とにかくお疲れさまでした。大変いい大会であったというふうに思います。今、早田先生からもありましたけれども、いろいろな課題もあるかと思しますので、その辺はしっかり整理をしていただきたいというふうに思います。

それから、1つ残念だったのは、あえて言うならば、これは全然県の皆さんには関係あ

りませんが、厚生労働省の大臣、あるいは副大臣、政務官、この出席がなかったというのは非常に私としては遺憾に感じたところですね。やっぱり皇族の方もお見えになっての大会でありますので、やはりその出席は必要であったのではないかと。来年宮城ですから、被災地ですから当然大臣クラスが行かれるのかもしれませんが、どの県で開催しても、そういった政務三役が出席するというのが一番大事なことかなというふうに感じているところではございます。

いろんなところで、それぞれの先生方も地元で、ユニホームを着た方にお会いになったと思いますけれども、みんな生き生きとして本当に楽しんでいらっしゃるというのが何よりも、数値ではあらわれないかもしれませんが、熊本に来てよかった、また熊本に来たい、そうやって思っただけなのが最大の効果だったのかなというふうに思っておりますので、これについて、もう数年も担当された方もいらっしゃるというふうに聞いておりますが、かかわっていただいたすべての職員の皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、これで報告に対する質疑を終了いたします。

それでは、その他で何かございませんか。

○西岡勝成委員 私も、9月議会、代表質問でお聞きしたんですけれども、国の経済対策でそれぞれの基金を積み増してやってきましたけれども、事業の関係上、国に返納しなくちゃいかぬような事業がこの健康福祉部関係で、あと3カ月ちょっとありますけれども、見込まれる分があるんですか。

○吉田健康福祉政策課長 ただいま経済対策関係についてお尋ねがございました。

当部関係では、10種類の基金を積んでおりまして、額としては517億造成しております。

このうち、本年度末に終期を迎えるということで造成しましたのが7つの種類、約360億ございました。一生懸命執行に努めておりますが、それぞれ、例えば、この11月補正予算後で、この7本につきまして、未執行の額が生じるものが4種類ほどございまして、額としては未執行額が24億円、執行率でいきますと、7本につきまして、93.3%の執行予定でございます。

ただし、今後も執行に努めてまいります。各基金につきましては、安心こども基金を初めとしまして、24年度への終期の延長等の動きもございまして、これが、ある程度12月の概算要求が固まったところで、国の予算が固まったところで、はっきりするという予定でございますので、正確には申し上げにくいところがございますが、現状で申しますと、大体95%ぐらいのものが、本年度、一応今期限となっております7本につきましての執行の予定になっております。ただ、大半につきましては、期限が延びる可能性が高いというふうにお聞きしておりますので、最終的に本年度末返還するというのはごくごく少ないのかなというふうには考えております。

○西岡勝成委員 あと3カ月ちょっとありますので、努力をしていただきたいと思うんですけれども、次年度に繰り越しができる可能性もあるということですので、それはそれとして、今のところの要因、それだけ厳しくなっている部分、主な要因についてちょっと、主なもので結構ですから。

○吉田健康福祉政策課長 基金の種類が大変多うございまして、子供関係、例えば保育所を整備します安心こども基金ですとか、障害、高齢の介護職員の処遇を改善するものですとか、きょうも御説明しました耐震化等々ございますが、簡単に言いますと、当初の都道府県への配分額が、国の方からありました

のが各県の要望というよりも、むしろ、いろんな統計資料を使いまして、例えば子供の数とか保育所の数とか、そうしたものを基礎に各都道府県に国の総額を割り振ったというようなことがございまして、配分額そのものがかなり潤沢にあったというのが1つあるかと思えます。

さらには、特に施設整備につきましては、それぞれ事業されるのが社会福祉法人になりますので、それぞれの資金計画等によりまして年度の整備計画をお立てになっておりますので、その辺の前倒しとかいうのも急々には対応できない部分がありますので、そうした事業者負担が伴うことから、県の計画どおりの執行が難しいというのがございました。

さらには、市町村の補助が必要な部分もございまして、これにつきましても、市町村のいろんな整備計画等の変更等もございましたので、対応できない場合があったというようなことで考えております。

大きくはそんな感じかと思えます。

○西岡勝成委員 わかりました。せいぜい返さないようにいいように努力してください。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○藤川隆夫委員 前回の委員会でも質問しました馬刺の寄生虫の件で、冷凍をということで恐らく冷凍を進められていると思えますけれども、その冷凍の技術、あるいは解凍の技術の問題、あるいは卸を初め、いろんなところでの冷凍庫の普及の問題というのは、今現状はどういうふうになっていますでしょうか。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課でございまして。

馬刺の住肉孢子虫によりまして、人への健康被害の蓋然性が高いということで、ただ、

安全対策として、冷凍すれば死滅するというところで御報告をいたしまして、冷凍指導を進めてまいりました。その中で、食肉販売、あるいは肉屋さん、食肉処理業者を含めまして急速に冷凍する急速冷凍機を使えば、より品質を保って、かつ、それを正しい解凍方法といえますか、できるだけ長期間、冷凍庫から冷蔵庫に移して、時間をかけて解凍する、あるいは急ぐ場合でも流水によって解凍するなどの方法で適切に解凍すれば、食味を余り劣化させずにおいしくいただくことができるということで、冷凍、解凍技術、今御指摘がありましたように、施設、あるいはそのノウハウの共有というのが重要でございまして、今、食肉処理業者の皆さんの方で、一種の認証団体を設立するという動きがございまして、なかなか業者さんの足並みがそろわずにおる状況でございまして。

ただ、農林水産部の方で、冷凍設備に対する支援の検討も進めております。業者さんたちの足並みの、自主認証団体の設立の動きとあわせて、その支援の方も進めていくんじゃないかなと思っております。

○藤川隆夫委員 今ありましたように、冷凍の問題で、やっぱり急速冷凍する機器の整備というのを、農林と話を今されているということですが、やはりこれを導入してもらわないと、恐らくこの熊本の馬肉というこの文化を守れないという部分が出てくるんだらうというふうに思っておりますので、ぜひ、各小売まで、できればこの急速冷凍ができるような施設の整備の補助、そういうのがないと中小企業やっつけいけませんので、その部分まで農林と相談をしながら進めていってもらえればと思えます。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○西岡勝成委員 ヒラメはどうなんですか。



○末廣健康危機管理課長 ヒラメにつきましては、養殖ヒラメについて、粘液胞子虫による人の健康被害の蓋然性が高いということで、以前御報告をしたところでございます。養殖ヒラメについて、その粘液胞子虫の寄生が確認されております。

ただ、ヒラメは魚でございますので、冷凍すると、もう商品価値がなくなるということで、それで、今、冷蔵による、氷締めによる方法についても国で今研究中でございますが、まだ確立されておられません。ただ、出荷前の生けすの段階でチェックをして、寄生がないことを確認して出荷するというような方法について水産庁の方で指導をされて、農林水産部の方で、県内3～4の業者がございしますが、あと、県外分でもそういった指導が進んでおりますので、養殖場での管理を徹底するというところで健康被害を防いでいくという方向での取り組みを今進めておられます。

○岩下栄一委員 西岡先生の関連ですがけれども、刺身はワサビをつけるじゃないですか。ワサビなんかで死なないんですか、何とか胞子虫は。

○末廣健康危機管理課長 これまでの研究報告で、そういう薬味については、これまでも長年培ってきた文化の中の一つでございますので、成分の中にそういう腐敗を防ぐということについては、科学的なデータがございしますが、寄生虫なものですから、なかなかそういったワサビとかコショウとかいったものが作用するかということについては、今のところ、まだデータはございません。

○岩下栄一委員 ああ、そうですか。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に関してですけれども、解説書が準備されているということで、細かなことは言いませんけれども、ちょっと気になる点、1つ、2つお聞きしたいんですけれども、例外規定というのがあって、これに落とし込まれるとなかなか難しい部分がありますけれども、想像とか思い込みでこの例外とされてしまっただけではまずいと思うので、客観的、科学的なものではないといけないということ、そしてその説明をする責任が相手方にあるということ、これはぜひ説明書の中でも書いていただきたいなというふうに思っているところです。

例外規定というのは、最大限に合理的な配慮がされても、それでも混乱があった場合ということですので、簡単にここに入らないようにしていただきたいというふうに思います。

それともう一点、調整委員会は、個別の課題を解決しているということだけでなく、制度の見直しとか施策のあり方にも直接審議をするということですので、これは社会の構造上の課題を解決する仕組みが重要ですから、この機能をぜひ強化していただきたいと思います。ただ事例だけを解決するだけの機関であってはいけないかなというふうに思います。

まず、条例について、その点お願いします。

○西岡障がい者支援課長 障がい者支援課です。

合理的配慮の取り扱いについては、不利益取り扱いの前提として考えるという形では基本的にはないんじゃないかということで考えております。そういう意味では、もともと条例の解説書というのが、政策的に新たに提示するというよりは、条例をいかに県民の方にわかりやすくするかということですので、私

どもの方としては、基本的にはその条例をわかりやすくかみ砕いて県民の方にお示しするというところにつくっていききたいというふうと考えております。

それから、2点目の調整委員会の役割ですけれども、確かに、先生がおっしゃるとおり個別事案だけではなくて、政策的に、やはり何らかの形で行政なり、いろんなところで組織的に動くような必要がある場合のケースもあるかと思えます。そういう場合は、やはり積極的に調整委員会に諮って、御意見いただきながら、今後の取り組みにつなげていききたいと考えております。

以上でございます。

○平野みどり委員 よろしくお願ひします。あと細かいところは、また担当の方に。

もう1つ、改正障害者基本法の中の合議制の機関についてです。

これが形式的な機関になってはいけないと思いますので、部会を設けるなど、実行力のある形態をつくっていったらどうかと思うんですが、また、当事者の参加も必要ですし、その点についていかがでしょうか。

○西岡障がい者支援課長 改正障害者基本法の、国の方は政策委員会という形が変わりますけれども、県の方も、法令その他合議制の機関という形で法文上は変わります。それで政省令がまだ出てませんけれども、県としても今検討作業を進めているところでございます。小委員会を設けるかどうかは、現時点ではまだ検討しておりませんが、監視機能等も加わりますので、そういう機能も十分踏まえて役割が発揮できるように検討していきたいと考えております。

○岩下栄一委員 生活保護対策ですけれども、一般質問で取り上げさせてもらったけれども、国が何か制度の見直しに取りかかると

いう報道がありましたけれども、何か情報は入っているんですか。

○田端社会福祉課長 現在、ことしの5月からですけれども、生活保護制度に関する国と地方の協議というのが始まっております。それで、この協議は、厚生労働大臣を初め政務三役とそれから自治体のトップ、知事、それから市町村長が入ったハイレベルの協議というふうな位置づけがされております。その中で、生活保護制度に関するいろんな問題についての協議、検討がなされております。そして、その中で、法改正を視野に入れた協議ということになっておりますので、例えば貧困ビジネス等が都市部ではいろいろ問題になっておりますけれども、そういったものに対する新たな法規制が必要ではないかとか、あるいは不正受給に対する対応であるとか、それから、あと、医療扶助の適正化に向けた協議とか、そういったものが現在行われております。

○岩下栄一委員 そうしますと、地方の声も十分そんたくされるといふか、聞き入れられるわけですね。

○田端社会福祉課長 そこには、先ほど言いましたように、自治体のトップが入っておりますし、一番いろんな問題を抱えている大阪市も入っておりますので、その他も含めて地方からの声も十分届いているというふうに思っております。

○岩下栄一委員 どうもありがとうございました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 里親について伺います。11月に講演会がありまして、私も行かせて

いただいて本当によかったなというふうに思いました。熊本県も、当初は施設収容、収容といいますか、施設での子供の対応ということが中心だったんですけども、私が里親の問題を質問し始めたころは、全国的にも熊本は低かったんですけども、最近はコーディネーターも設置されて、里親になりたいという人と里親を求めている、求めているというか、里親での育ちの環境の方がいいという子供たち、マッチングがされてきているというふうに思います。

今後、児童相談所も熊本市と県とで分かれていきますし、県内全体で、自治体がどこであれ、政令市であれ、県であれ、必要な子供たちとそれにふさわしい家族のマッチングをさらに進めていくためには、こういったコーディネートの部分というのはとても大事だろうと思っております。さらにここを充実させるということが今後の課題になってくるかなと思いますけれども、その点について、来年度の予算もそろそろだというふうに思いますので、どんなふうにお考えなのかをお聞かせください。

○福島子ども家庭福祉課長 里親の支援に関するコーディネーターに対する御質問でございます。

今現在、中央児童相談所に里親支援の嘱託の職員を1人専任で配置しております、その方を中心に、今いろんな普及啓発含め、あと、里親さんからのいろんな相談を受けたりということで進めております。

このコーディネーターさんがまだちょっと県内1人ということもありまして、特に、里親自体の登録が相談所ごとに手続をやる関係で、八代児童相談所での設置というのがちょっと一つ課題になっておりますので、今後、来年度に向けまして、その設置の必要性については十分庁内で議論して、できるだけ配置できる方向で考えたいと思います。

ちなみに、今は、八代児童相談所、今年度、4月に入りまして正職員を1人増員いたしましたので、その増員分を活用しまして、今その里親支援にも力を入れております。ただそれ以上に、またそういう嘱託の職員の配置あたりは十分考えていきたいというふうに思っております。

○平野みどり委員 ちょっとお尋ねします。

熊本市のことなので私もよくわかりませんが、熊本市が政令市になって児童相談所ができて、そこでもコーディネーターを別に1人、1人か2人かわかりませんが、設置されるようなお考えが向こうにあるのかどうかというのはわかりますか、市独自で。

○福島子ども家庭福祉課長 今も市の方では同じような形、児童相談所に1名の形で。

○平野みどり委員 既にいらっしゃる。

○福島子ども家庭福祉課長 と聞いております。

○平野みどり委員 じゃあ、その方も含めて、行政の枠を越えて、きちんと連携をしながら動いていけるようにぜひしていただきたいというふうに思います。よろしく願います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

なければ、昼食のため、休憩といたします。

再開は1時からとさせていただきます。よろしく願います。

午前11時40分休憩

午後0時59分開議

○溝口幸治委員長 それでは、再開いたします。

環境生活部及び病院局の議案等について、執行部の説明を求め、質疑を受けたいと思います。

それでは、谷崎環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○谷崎環境生活部長 環境生活部長の谷崎でございます。

議案の説明に先立ちまして、環境生活部関係の最近の動きについて、3点御報告を申し上げます。

まず、公共関与による最終処分場の整備に関しまして御報告申し上げます。

8月の南関町に続きまして、先月の25日に、和水町と基本協定を締結いたしました。この最終処分場は、生活環境の保全や県内の経済活動を維持する上で大切な施設であり、南関町、和水町の方々に対し、改めて感謝を申し上げます。今後とも、地元の思いを真摯に受けとめ、誠意を持って丁寧に取り組んでまいりますので、県議会におかれましては、引き続きの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど御報告させていただきます。

次に、熊本県地下水保全条例の改正につきましては、これまでも検討状況を説明してまいりましたが、環境審議会水保全部会の意見や事業者団体等への説明、意見聴取を行いながら、このたび改正素案を取りまとめたところでございます。今週からパブリックコメント手続に入り、関係事業者への説明会も開催いたしまして、意見の把握に努め、地下水採取者に負担を求めることとなりますので、しっかりと周知を図り、御理解を得ながら進めてまいります。本日は、改正素案の内容を説明いたしまして、御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さらに、環境生活部に係る物品調達等に関する不適正経理の再発防止策の検証結果について御報告申し上げます。

民間の有識者で構成する検証委員会の検証結果では、裏金や私的流用につながるおそれのある預け金及び差しかえは認められませんでした。当部関係では、前年度に納品されたものを翌年度に支払った前年度納入が1件判明いたしました。大変申しわけありませんでした。

今後、このような経理処理の誤りが発生しないよう、検証委員会の提言を踏まえ、これまで以上に再発防止に徹底して取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては、所管である総務常任委員会において報告されておりますので、申し添えます。

続いて、環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回御提案申し上げます議案は、予算関係1議案、条例等関係2議案の合計3議案でございます。

第1号議案の平成23年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額3億8,800万円余の増額補正をお願いいたしております。

その主な内容は、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場整備のための財団法人熊本県環境整備事業団に対する貸付金や、国の委託に基づきまして実施しております環境放射能水準調査において検査機器を増設するための経費でございます。

これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして545億1,200万円余となります。

また、平成23年度から平成24年度への繰越明許費としまして、環境衛生費で総額8,400万円余の設定をお願いいたしております。

このほか、平成24年4月1日から業務を開始する委託事業につきまして、3月中に入札等の事務手続を終える必要があるため、総額

1,600万円余の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

次に、第14号議案の水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、当該条例での上乘せ排水基準の適用区域を、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に規定する指定地域と同一としておりました。しかし、この特措法が一部改正され、指定地域が拡張されることに伴いまして、その区域と条例の適用区域とが異なることとなりました。このため、条例で定める区域の表記を改める必要が生じたことから、関係規定を整理するものでございます。

次に、第15号議案の熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、基金を活用する事業の実施期間が1年間延長されたことから、関係規定を整理するものでございます。

このほか、先ほど御報告いたしました2件とあわせまして、水俣病対策の状況など、4件について御報告をさせていただきます。

以上が今回御提案申し上げております議案の概要でございますが、詳細につきましては関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○高山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の方の23ページをお開き願います。

公害保健費で772万円余の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄にございますように、公害健康被害補償給付金支給事務費についてでございますが、これは、認定申請された方の検診費や審査会の運営経費など、認定業務に要する経費の2分の1を国庫が負担するものでございます。

22年度の交付金につきまして、実績が当初の見込みよりも下回ったことによりまして、精算のために国に返納するものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

24ページでございます。補正でございます。

これは工業用水道事業会計繰出金ということでございます。企業局職員に係ります子ども手当に対する繰出金につきまして、本年8月の3党合意に基づきました特措法に対応して、所要額の減、それから財源更正を行うものでございます。

以上でございます。

○清田環境保全課長 環境保全課でございます。

説明事項の25ページをお願いいたします。

環境放射能水準調査の備品費、通信費の増額分の8,327万4,000円余でございます。

今回補正をお願いするのは、平成元年から文部科学省の委託を受けて実施しております環境放射能水準調査の備品費、通信費の増額分でございます。

御承知のように、福島第一原発事故を受けまして、国の2次補正予算で、全国の放射能調査の充実を図るための調査・検査機器の増設等に要する経費でございます。

本県におきましては、モニタリングポスト5台、合わせて6台に今度はなります。それから、ゲルマニウム半導体検出機器1台、合計、合わせて2台になります。携帯型のサーベイメーター3台、合わせて合計5台等を配置します。特に、機動性にすぐれますサーベイメーターの運用に当たっては、関係部局、健康危機管理課も4台増設して取りそろえて

おりますので、連携して効率的、効果的な運用を図っていくことといたしております。

御審議のほどよろしくお願ひします。

次の26ページをお願いいたします。

明許繰り越しをお願いするものです。

今回整備します中では、特にモニタリングポストは、全国で250台増設されるものでございまして、整備に時間を要するものと考えております。もちろん今年度内の整備を目指しておりますが、念のため、明許繰り越しをお願いするものでございます。

次、27ページをお願いいたします。

債務負担行為といたしまして、海域水質環境調査業務でございます。これは、海域の環境基準点50地点につきまして、原則として毎月1回、船を出しまして採水をし、水質分析する業務を民間委託するものでございます。4月から実施するものでございますので、来年の実施につきまして、限度額1,683万2,000円を設定するものでございます。

よろしくお願ひいたします。

続きまして、29ページをお願いいたします。

水質汚濁防止法第3条第3項に基づきます排水基準を定める条例の一部改正でございます。

条文の中身が、ちょっと書き方がわかりにくいものですから、委員のお手元に地図を表記してお配りしておりますので、両方に基づいて御説明させていただきたいと思ひます。

まず、説明事項の29ページの方から御説明いたしますが、先ほど部長が説明されましたように、水質汚濁防止法第3条第3項に基づき排水基準を定める条例の一部改正でございます。

改正の内容ですが、中ほどの別表第1ということで上乗せ排水基準の適用区域、これは2条関係なんです、この適用区域を変更するものでございます。表記だけではわかりにくいので、別添、地図の入った資料で今度は

御説明したいと思ひます。

県内の地図を記載しておりますが、黒く塗りつぶしておりますのが、今回の有・八特措法で指定される予定の地域の2カ所でございます。現行で指定しております区域につきましては、この地図の資料の方の真ん中ほどに書いておりますが、現行と書いてありまして有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された指定区域のうち熊本県に属する地域と、ちょっと長くなりますが、地図上では灰色で塗りつぶしているところでございます。今回改正案といたしまして、地図の方に記載しておりますが、改正案で〇〇の区域に属する公共用水域と表記するというので改正案を出しています。その〇〇というのが、先ほど29ページの中で、中ほどに別表第1ということで、熊本市を初めとしまして、八代市、人吉市、荒尾市と、ちょっと長くなりますが、表記しております、この長い表記になっているのがこの〇〇の区域に該当するというので、改正予定でございます。

改正の理由といたしましては、この2カ所に関連している海域は、環境基準を満足している海域でございます。これは地図の黒いところに年度別に〇〇と表記しておりますが、ずっと環境基準を達成しております。この満足している海域につきまして上乗せ排水基準を適用させることは、水質汚濁防止法の規定上不可となりますので、今回、従来指定されておりました灰色の状況を明記し、区域の表記の方法を改正した次第でございます。条例を改正しませんが、地図上では黒く塗りつぶしてあります表記の2カ所に上乗せ基準が適用されることとなります。

最後に、改正による影響でございますが、重ねて申し上げることとなりますが、現行の上乗せ排水基準区域には変更は生じないと、これまでどおりの適用となります。

環境保全課は以上でございます。御審議の

ほどよろしくお願いいたします。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課中島でございます。

28ページにお戻りをいただきたいと思いません。

環境整備費で、産業廃棄物対策費として3億円を計上いたしております。これは、公共関与最終処分場に係る事業主体となります財団法人熊本県環境整備事業団に対する貸付金に要する経費でございます。

南関町に続きまして、先般、11月25日、和水町と基本協定を締結いたしました。こうした地元の合意形成の状況と環境アセスメント手続の進捗等を踏まえまして、本体工事を見据えた準備に着手するため、用地費を含む関連経費に係る予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○杉山消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料32ページをお開きいただきたいと思えます。

今回、消費者行政活性化基金を活用する事業の実施期間を、平成23年度末から平成24年度末に延長することに伴いまして、熊本県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例の提案をいたしております。

知事会からの要望など、事業の延長に対する地方の声を踏まえ、国により、24年度までの期限延長が認められたことによるものでございます。

内容は、33ページの概要の中ほどにお示しておりますが、条例の附則第2項に定める条例の失効の期限を平成24年12月31日から平成25年12月31日に改めるものでございます。

なお、活性化基金事業につきましても、平成25年3月31日までとなりますが、基金事業終了後に精算手続を行うために、期限を平成

25年12月31日といたしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○溝口幸治委員長 次に、横田病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いいたします。

○横田病院事業管理者 着座のまま説明させていただきます。

議案の説明に先立ちまして、物品調達等に関する不適正な経理再発防止策の検証結果について御報告申し上げます。

病院局におきましても、今年4月から、知事部局等と同様に、民間の有識者で構成します検証委員会を設置し、不適正経理再発防止策の検証を行いました。

検証の結果、裏金や私的流用につながるおそれのあるものはなかったとの報告をいただきました。

また、一括納入、翌年度納入及び前年度納入等も認められず、病院局における経理処理は適正であったことが確認されております。

今後とも、検証委員会の提言を踏まえ、知事部局等と連携しながら、引き続き適正な経理処理に努めてまいります。

続きまして、病院局関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案させていただいておりますのは予算関係1議案でございます。

第9号議案の平成23年度熊本県病院事業会計補正予算でございますが、収益的収支で100万円余の減額補正をお願いしております。

その内容についてでございますが、収益的収支におきまして、子ども手当特措法に対応した所要額の減に伴い、給与費を減額するものでございます。

なお、今回、資本的収支に係る補正予算はございません。

これによりまして、病院局の補正後の予算

総額は、収益的収支と資本的収支を合わせまして17億9,800万円余となります。

また、平成24年4月1日からの年間委託契約等に係る債務負担行為の設定について、5件、1億6,200万円余もお願いいたしております。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。詳細につきましては、総務経営課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○田原総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

お手元の委員会説明資料の34ページをお願いいたします。

こちらの方に収益的収支の説明におきまして、ことし8月の3党合意に基づきます子ども手当特別措置法に対応しまして、所要額の減額を行うものでございまして、給与費について100万円余の減額をお願いしているところでございます。

資本的収支については、補正はございません。

35ページをお願いいたします。

補正後の予算総額でございますが、17億9,800万円余ということになります。

今回支出面のみ減額補正でございまして、収支の均衡は確保される見込みでございます。

36ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、こころの医療センターの業務のうち、平成24年4月1日から継続して実施いたします庁舎の管理業務委託等につきまして、入札等の事務を行う必要があることから債務負担行為を設定するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 何度もいろいろお尋ねしてきましたけれども、環境放射能水準調査ですけれども、この設置はすぐはできないということだったですかね。いつか時間かかるんですかね。

○清田環境保全課長 設置につきましては、御審議いただきましてお認めいただければ、議会終了後、文部科学省と変更契約を結んで、それで発注したい。ただ、モニタリングポストについて非常に台数が多いもんですから、その他のやつは結構早くそろそろかもしれませんけれども、モニタリングポストについて、努力してまいりたいというふうに思っておりますけれども、念のため、明許繰り越しをお願いしているところでございます。

○岩下栄一委員 全額国の委託ですね。この間新聞に玄海第一原発の何か劣化というのが随分、もう35年か何かたって古いということが報道されていましたが、万が一のことは起こらないにこしたことはもちろんございませんけれども、もし起こった場合に、いろんなメーターで観測して異常値が出たと、そういう情報伝達なんかはメディアに出すわけですか。

○清田環境保全課長 先般も一般質問でお尋ねいただきまして、整備をするということでございますが、現行でも、先生も御承知のように、宇土の保健環境科学研究所で平成元年から20数年観測を続けております。現在の時点でも観測は地道にやっておりますので、その辺も受けて、何か異変がございましたら早目に次の整備も行いながら、データを蓄積させていただいて、異常値が出れば、すぐ県民



に知らせるということは従来と一緒にということ  
とでございます。

○岩下栄一委員 メディアを通してですね。  
どうもありがとうございました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。  
なければ、これで質疑を終了いたします。  
それでは、付託議案の採決に伴い、健康福  
祉部が入室するため、ここで休憩をいたしま  
す。1時半に再開いたします。

午後1時19分休憩

午後1時26分開議

○溝口幸治委員長 それでは、再開いたしま  
す。

ただいまから、本委員会に付託されました  
議案第1号、第2号、第9号、第13号から15  
号まで及び第24号について、一括して採決し  
たいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、一括  
して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり  
可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。  
よって、議案第1号外6件については、原案  
のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮  
りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も  
継続審査とすることを議長に申し出ること  
にしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、そのように取  
り計らいます。

ここで、健康福祉部及び病院局退室のため、  
しばらく休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時29分開議

○溝口幸治委員長 それでは、再開いたしま  
す。

その他に入ります。

環境生活部におけるその他で報告の申し出  
が4件あります。報告について説明を求めた  
後に質疑を受けたいと思います。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でござ  
います。

報告事項の14ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況等についてでございま  
す。

まず、1の前の厚生常任委員会以降の主  
な経緯についてでございます。

11月22日から12月11日にかけて、上天  
草市、天草市の5カ所におきまして、個別の  
相談会を実施いたしました。最後の12月11日  
の天草市亀場町での相談者数は23人でござ  
います。5つの会場合わせまして、合計109人  
の方の相談を受けております。

2の特措法による救済の取組みについてで  
ございます。

先月末までの申請状況は、合計で3万2,52  
6人でございます。そのうち生存者で一時金  
を御希望の方が、下の表の小計欄に記載し  
ておりますとおり、1万7,561人、右隣の亡く  
なられた方が168人で、合計が1万7,729人  
でございます。

県といたしましては、引き続き、制度の広  
報、診断や判定などの円滑かつ迅速な実施に  
努力を行ってまいります。

水俣病保健課は以上でございます。

○高山水俣病審査課長 水俣病審査課でござ  
います。

15ページをお願いいたします。

前回の委員会から変更している部分につ  
きまして御説明をいたします。

上段3の認定業務につきましてですが、(1)の認定申請の状況、この12月5日に処分を行いました。そのため、5日時点で記載をさせていただいております。認定申請者数は252人となり、前回報告をいたしました8月末現在の303人から51名減少しております。減少の主な原因は、今回処分したことによりますものと申請者みずから取り下げられたことによるものでございます。

以下に記載の検診状況、裁判の状況などにつきましては、変更はございません。

以上でございます。

○田代環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

次の16ページをお願いいたします。

熊本県バイオマス活用推進基本計画の策定についてでございます。

6月委員会の方で、本年度事業といたしまして策定に取り組んでいくという旨、説明していたものでございます。趣旨のところを書いてございますけれども、平成17年3月に熊本県バイオマス利活用基本方針というものを策定しまして取り組んでいるところでございます。

2段目に書いてありますけれども、本県は全国屈指の農業県でございまして、また、県土面積の6割以上を森林が占め、そういうこともありまして、豊富なバイオマス資源が存在しているということで、こういうような状況を踏まえまして、新たに、次期のバイオマス活用の基本計画の策定について、今検討しているということでございます。

取りまとめ中の素案の概要でございます。

(1)基本的な方針ということで、視点といたしましては、このバイオマス、再生可能な生物由来の有機性資源であるということで、枯渇しない、あるいは温室効果ガスを増加させないということでございます。

視点といたしましては、地球温暖化の防

止、それから循環型社会の形成、それから産業の発展にも寄与するだろう、それから農山漁村の地域の活性化にも寄与するだろう、そのほか、社会的機運の醸成でありますとか、そういったことを視点として盛り込みたいと思っております。

それから、この計画の位置づけでございますけれども、平成21年の基本法に基づきますとともに、国のバイオマス活用の計画、これは昨年12月に策定されておりますけれども、これを受けた県計画といたしたいと思っております。

それから、この現状と課題も盛り込みますけれども、これまでの基本方針の総括といたしまして、ここの表に書いてございますように、平成16年時点で、廃棄物系、あるいは未利用系と言われますバイオマスが、それぞれこういう状況でございましたけれども、現状では91%、あるいは48%というふうに、着実に活用は伸びているところでございます。

次のページの(3)目標と計画期間でございますけれども、目標につきましては、平成32年度におきます発生量、あるいはその利用量——利用量のりょうが間違っておりますけれども、かさの方の量でございます。これを設定いたしまして、利用率を設定したいと思っております。それから、計画期間は9年間でございますが、中間の平成27年度に見直しを行うことと考えております。

活用推進の方策でございます。

まず、バイオマスの種類ごとに課題に応じた施策を展開したいと思っております。バイオマスの種類ごとに、例えば、原料が安定的に集まらない、あるいは市場まで遠い、認知度が低い、コストが高いといったような課題であります。それごとに施策を展開したい。それから、横断的プロジェクトといたしまして、地域における利用する仕組み、いわゆる収集から加工から利用まで、あるいは研究、開発、需要拡大策の展開といったものを掲げ

たいと思っております。

そして、その後、実施体制といたしましては、毎年度、関係課におきます推進会議におきまして、進行管理をしていきたいということでございます。今、計画策定体制としましては、庁外にわたります検討委員会、10名の方で構成しております検討委員会で今検討を行っているところでございます。

スケジュールでございますけれども、先日、12月に第2回の検討委員会を開きまして、計画のたたき台の検討をいたしまして、御意見をいただき、今修正をしているところでございます。

12月の下旬にこの計画素案をまとめまして、パブコメ等をいたしまして、あわせて、各方面からの御意見をお聞きして、まとめていきたいというふうに思っております。

2月県議会への御報告、それから3月には計画の策定というところで進めていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、これは別冊にわたりますけれども、別冊の方でございます。

熊本県地下水保全条例改正の検討状況ということで、別冊、ちょっと分厚うございますけれども、A4縦長の別冊をお配りしているかと思えます。別冊の方でございます。

9月委員会の方でも検討状況につきまして御説明したところでございますけれども、1に掲げました検討経緯、これまでの経緯を経まして、現在、条例改正の素案を取りまとめた段階でございます。引き続き、関係者、特に改正素案で地下水採取の許可対象者となります大口採取者の方々との直接の意見交換を進めることといたしまして、パブリックコメント手続、あるいは説明会の開催により、広く意見聴取に努めていきたいと考えております。

中身の方を先に簡単に説明させていただきたいと思えます。

2ページの方をあけていただきまして、こ

れまでも御説明しておりますので、概要を申し上げます。

保全条例の沿革ということで、昭和53年の地下水量の条例、それから平成2年の水質の条例、そして12年にこれを一本化したという経緯でございます。

それから、この改正の背景でございますけれども、熊本県は地下水に高く依存をしているという状況でございます。それから、水量の課題といたしましては、ここに西合志の観測井戸のグラフを掲げておりますけれども、熊本地域で長期的な低下傾向を示しているというようなことでございます。それから、水質の課題といたしましては、これは全国各地での傾向でございますけれども、硝酸性窒素等による汚染が県内各地で散見されるという状況でございます。

それから、3ページの上の方、④に掲げておりますけれども、世界的な水資源確保の重要性の高まりということで、世界人口の増加、こういったことによりまして、質のよい水資源を求める動きが日本国内でも予想されるという状況でございます。

条例改正の必要性、まとめておりますけれども、①現行条例では、地下水の採取は届け出制であり、自由に採取できるようになっております。それから、②節水、あるいは地下水涵養対策の努力義務でとどまっているということでございます。それから、③事業場からの化学物質による汚染については厳しく規制してありますけれども、硝酸性窒素汚染等の対策については規定がないという状況でございます。

そこで、4番、条例改正素案のポイントでございます。

地下水一般に係ります法律がない中でございますけれども、地下水は公共水であるということの基本理念として1条設けて位置づけたということでございます。それから、先ほど言っておりますけれども、硝酸性窒素汚

染対策の推進に関する根拠規定を新設したいという考えでございます。

それから、4ページでございますけれども、大口の地下水採取に対する許可制を導入ということでございます。全国的には、地盤沈下地域で指定地域、国が指定した地域につきまして、工業用水法等の一部の特別法による許可制がございますけれども、本県におきましては、まず、①地下水位の長期的低下が顕在している地域、重点地域、これは熊本地域を想定しておりますけれども、ここで、ポンプ本体の吐出口の断面積が19平方センチ、直径約5センチでございますけれども、これを超えるくみ上げに対しては許可制を導入すると。熊本地域とは、ここに掲げております11市町村の地域でございます。

それから、重点地域以外の地域でも、吐出口断面積が125平方センチ、これは直径12.8センチでございますけれども、これを超えるような特に大規模な地下水採取につきましても周辺への影響が懸念されますので、これも許可制を導入するという事を考えております。その許可の基準といたしましては、周辺地下水位の低下等の影響を及ぼさないということ、それから制水弁等、使わない地下水を流出しないといったような構造になっているか、こういったことで判断をしたいと思っております。

それから、(4)でございます。

地下水涵養対策、それから節水・水利用合理化、いわゆる水の循環利用でございますけれども、こういったことを義務づけたいと思っております。県がこうしたことについての指針を示しまして、広く県民の皆様に取り組んでいただきたいと思っております。その中で、許可対象者の方には、指針に基づく計画、これを作成していただいて実施を義務づけるということでございます。不十分な場合は、勧告、公表、それから涵養対策につきましては、これは重要でございますので、命

令、それから罰則という規定も設けたいと思っております。

それから、大規模開発を行うに当たっての涵養への配慮規定の新設ということで、5ヘクタール以上の大規模開発を行う方には涵養計画等を出していただくと。それに対して知事が意見を通知することができるというような規定を設けて、配慮を求めたいと思っております。

このほか、以下のような改正ということで、地下水にかわる代替水源が確保できる場合には、知事の方から要請を行うことができると。そして、相手は応ずるよう努めるという規定を設けたいと思っております。

それから、許可対象未満の井戸につきましては届け出を継続いたしますけれども、7日前までではなく、30日前までの届け出をいただくと。その間に、先ほど申しましたような涵養対策、あるいは節水対策等を指導する期間を確保したいと思っております。

それから、重点地域におきましては、これは、ポンプを使わない自噴井戸につきましても届け出をお願いしていきたいと思っております。

無許可採取、あるいはこれまで説明しました計画、あるいは報告を提出しない者につきましては罰則規定を設けたいと思っております。

次の5ページは、前回も御紹介いたしましたけれども、基本的な視点ということで、公共水であるということ、それから水量、水質の悪化を未然防止するという、それから協働の視点ということで、みんなで守るということで、公平性の確保、不公平がないように運用していきたいというふうに考えております。

それから、6ページ、7ページでございますけれども、これは、地下水保全条例、改正後の概要ということでございます。改正素案の概要でございます。このようなアンダーラ

イン、あるいは黒丸を書いているところが改正のところでございます。趣旨の改正を行いまして、先ほど御紹介いたしましたようなところで地下水を守っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、次の9ページからは、これは説明省略させていただきます。9ページから最後までは、この形でパブコメにかけているというようなことでございます。詳しい説明でございます。

申しわけありません、一番初の1ページに戻っていただきまして、下の方、今後の予定でございます。12月19日、来週、月曜日、火曜日、水曜日、地下水採取の許可対象予定者の方等、700社ぐらいございます。それに加えまして、特定化学物質を使用されている事業場等100社、それから県下の全市町村、こういった方々を対象といたしました説明会を開催したいと思っております。3カ所で——済みません、書いてございませんけれども御船の上益城振興局、それから合志市の総合センター、それから県庁で、これは昼の部と夜の部もやるということで、3カ所、4回で説明会をしていきたいということでございます。案内状の方には改正素案の概要も添付いたしまして、ダイレクトメールを発送したところでございます。

それから、県政パブリックコメントの実施と書いてございますけれども、来年1月の12日までのところで、今パブリックコメントを開始したところでございます。

こういうことを経まして成案をつくり、間に合えば、2月定例県議会への条例改正案を提出と考えております。施行はその後のことでございますけれども、許可制等に係る部分につきましては、半年後ぐらいの施行を考えております。

長くなりましたけれども、環境立県推進課は、説明は以上でございます。

○溝口幸治委員長 以上のところで質疑を受けたいと思います。

条例も含めて質疑ありませんか。水俣病と今の環境立県推進課の説明ですね。

○西岡勝成委員 水俣病に関してですけれども、県もそれぞれ御努力いただいて、説明会等々を各地区で開催をしていただいて、この参加人数等々も、今見ておきますと、県の説明会に出席、個別相談会ですか、出席される方と団体の方々が開催されている、えらい開きが——例えば、私たちがちょっと散見するところによると、何百人という方々が地区ごとに集まっておられるというような話を聞かんですが、何でそういう違いが出てくるのかなと思うんですね。

現在、県がやっておられる広報活動についてと、患者団体というんですか、不知火会関係の皆さん方がやっておられるのとの集まりの違いがどうしても理解できない部分がありますが、その辺どうでしょう。

○田中水俣病保健課長 まず、県がこれまでにやってきました広報活動につきまして簡単に御説明をいたします。

県といたしましては、まず、ポスター、チラシをつくりまして、関係の市役所、役場、そういうところにもお配りをしております。それから、これまで水俣病関係のいろんな手帳をお持ちの方が受診をなさる医療機関がわかっておりますので、そちらの方にもポスターの方を配布いたしております。

それから、あと、関係の市、町の広報誌、そちらの方にも何回も、制度の広報ですとかその時々、亡くなった方の申請の受け付けが始まったりとか、そういう折々に触れて何度も広報をさせていただいております。

それから、昨年5月1日から受け付けを開始いたしておりますけれども、5月、それから8月、それから12月、今年度に入りました

ても、県内の水俣病発生地域、それから東京、大阪、名古屋、福岡、熊本県庁と、そうした主要都市の方での説明会もやっております。その説明会につきましても、開催をする1カ月ほど前からいろんな形での周知をさせていただいております。

今後、引き続きそうした周知は当然やらせていただいております。

それから、水俣市、芦北町、津奈木町、旧御所浦町、それから上天草市役所の方には常設で相談の窓口も設けさせていただいております。この窓口をつくっているということにつきましても、機会あるごとに広報をさせていただいております。

それで、今回の上天草市と天草市の方で相談会をするということにつきましては、この2市の、基本的には全世帯の方に事前に御案内のチラシを入れさせていただきました。私どもの方も、これまでこの両市の方での広報が十分ではなかったと思っておりますので、結構な数がお集まりいただけるのではないかなと思っておりますのでありますけれども、実際的には御案内のとおり数字でございます。

団体の方でなされた説明会の方には、私どもの相談会よりも多くの方が御参加になり、トータルでいいますと、数百名の規模の御参加があったというふうに聞いておりますが、現実にはその数字が確認されているわけではございませんので、数字は多少誇張された部分もあるかもしれませんが、恐らく私どもが来ていただいた数よりは多かったことは事実だろうと思っております。

その要因につきまして私も考えてみたんですけれども、これまで十分いろんな形で広報をやらせていただいた、それから現実に上天草市、天草市の方にも救済を受けられた方もいらっしゃると思います。そうしたことで御参加がもう少しあってもよかったのではないかなと思っておりますが、最終的には、なぜ少な

かったかということは私の方でもわかりません。ただ、今後も、地域を問わず、御心配のある方がお気兼ねなく申請をいただきますように、県としては精いっぱい広報に努めてまいりたいというふうに思っております。

○西岡勝成委員 いろいろな機会に参加されて、そういう状況を聞かれるということは自由な話ですから構わないと思うんですけども、私、和解を裁判所でされた団体、団体加算金等々、20数億もらわれた団体が、また患者、被害者の掘り起こしをやるというのはどうも解せない部分もあるんですけども、和解された条件の中に、そういう制約といいますか、弁護士かその団体の方々の行動についてはどういう感触を持っておられますか。

○田中水俣病保健課長 ことしの3月に和解をいたしましたその和解調書の方には、原告の方々は、被告に対しまして、今後裁判などを行わないことによって水俣病の被害に係るすべての紛争は行わないと、そういうことを約束しますというふうに書いてございます。これを文字どおり解釈しますと、不知火会、この会としては、和解をされた原告のことにつきましては、もうこれから先何もできないと。ただ、原告でない方につきましては、特段の制約がないというふうに解されると思います。

それから、同時期に結ばれましたほかの会のチッソとの紛争終結の協定につきましては、会及びその構成員は、水俣病問題について、一切の請求もしくは活動を行わないというふうに書いてございます。これも、文字どおり解しますと、協定を結んだ会及びその会員はもう何もできないというふうなことになるかと思っております。

私どもとしましては、これは、裁判をしているか否か、そういう形式の違いがあつてこのような書きぶりの違いになっていると。こ

うした形式、文言の違いはありますけれども、同じ時期に紛争終結という同じ目的をするために結ばれたものであることからして、質的な違いは絶対はないというふうに思っております。

このことにつきましては、環境省、それからチツソに尋ねましたけれども、同じ認識であるというふうな回答をいただいております。それをもちまして会の方にその旨の話をいたしましたけれども、現状では理解をいただけていない、結論が出ていないというふうな状況でございます。

○西岡勝成委員 要するに、会の解釈と県、また、国、チツソの、要するに和解時における解釈が違っているということですね。

○田中水俣病保健課長 御指摘のとおりでございます。

○西岡勝成委員 もう1点お尋ねします。きのうの新聞だったですかね、芦北の山間部で95%の、要するに診察した結果、そういう方々がおられるというような話を聞いて私はびっくり、実はしました。

それぞれの救済策を進めるに当たって、大体の被害者の方々が出てこられるだろうという我々は予測といたしますか、そういう気持ちでやってきましたが、まさかこの山の中に95%もの、要するに、そういう疑いのある方々が診察において出たということは、これはまた大変な課題を背負うことになると思うんですけれども、こういう実態、まあ、団体側のお医者さんたちの組織で診察をされているので、その辺はわかりづらいところもありますけれども、こういうところが、あちらこちらにまだあるのかなと正直思うんですけれども、答えづらいと思いますが、こういうところは、あちらこちらにまだ出てくる可能性があるんですか。

○田中水俣病保健課長 今お話がございました芦北の山間部において、民間の医師の方に診断を御希望なされた方に95%の症状があるというふうな発表がなされておりますけれども、これも、お話がありましたとおり、民間の先生のお見立てでございまして、私どもで診断をした結果ではございません。

芦北に限らず、また、天草の方の対象地域以外の方、この中にも、もちろん水俣病にも見られる症状がある方はいらっしゃると思います。ただ、その前提としては、原因企業でありますチツソが排出したメチル水銀に汚染をされた魚介類を多食したかどうか、この点がまず必要でございまして、私どもは、これがあるかどうか、芦北の方につきましても、対象地域の方においても、あるいは地域以外の方においても、どの地域におきましても同じように、そういういわゆる多食要件、疫学要件というものを満たすかどうか、ここににつきまして適正に判断をさせていただいているところでございます。

その結果、公的診断を受けられますと、また、これも症状がある場合もございまして、ない場合もあり得ます。

ほかの地域でこういうケースが出てくるかということでございますけれども、今申し上げましたように、疫学的な条件をまず満たしていただくことが大前提で、その満たされた中には、結果として医学的な要件も満たす方もあると思いますし、また、ない方、そういう場合もあるかと思えます。

ですから、十分なお答えではございませんけれども、ほかの地域でも似たようなケースがある場合もありますし、ない場合もあるということでございます。

○西岡勝成委員 我々が水俣病対策特別委員会を設置して、特措法をこうやってつくらせて県と一緒にやってきた経過の中で、ある程

度の救済の期間がたったら、あとは、もうそれぞれの考え方のもとにおいて、裁判なり、そういうこともやむを得ないだろうというようなことでやらせていただいた経緯があります。

それは長く延ばすことにこしたことはないと思いますけれども、県もこれだけ広報活動なり、いろいろ進めてこられてきているわけですので、団体側からすれば、掘り起こしというようなことを広報、また自分たちの考えでやっておられるとは思いますが、やはり期限を区切るということは、私はひとつ大事な、それによってすべてを否定するわけじゃないわけですので、それにはやっぱり環境省、まあ地元で、22、23日ですか、に説明会をされるということですので、私も、特措法に基づいた議会での一つの基本的なスタンスとしては、やっぱり期限というのをある程度求めながらやらないとというようなことで、あとは、裁判をされるなり、いろいろということも含めてした経緯がありますので、その辺は十分考慮されてやるべきだと思いますので、その辺は要望いたしておきます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 今、西岡委員からの御指摘あったとおりですけれども、お話を聞いていると、この水俣病は本当に全容がわかっていない公害だなというのが本当によくわかるわけですけれども、地域の事情とか、いろんなコミュニティーの事情で、やはり手を挙げられなかった、声を上げられなかった方が、やっと声を上げられてきているというのが、月々何百件というような実態にもつながっているんだらうと、組織的にそういう方たちを救済するという動きもあるのかもしれませんが、実態としては、そういうところじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、今月も申請をされている方たちがたくさんおられるわけですから、期限を切るという、期限というのがそんなに早々のことであってはならないというふうに私自身は思います。裁判の方で訴えればいいではないかというような御指摘もあるかもしれませんが、実態として今まだまだ申請がされている状況の中で、その期限をどこに区切るのかというのは本当に判断が難しい部分でありますけれども、当面は、私は区切るべきではないというふうに思います。

以上です。

○田中水俣病保健課長 今、お2人の先生方から御意見の方をいただきました。

今決まっておりますことを簡単に申し上げますと、まず、特措法の規定の中に、救済対象者を確定し、3年を目途に支給を開始することということが1つ決まっております。それから、閣議決定の中で、これは手続論でございますけれども、今年末までの申請状況を把握して、その期限を見きわめるということが記載をされております。この手続にのっとりまして、先ほど西岡先生の方からもお話がありましたとおり、今月の22、23に団体と国の方が意見交換をなさるというふうに聞いております。

あと、県の方の若干考えの方に触れさせていただきますと、1つは、まず、そもそも論と申しますか、閣議決定の方に国がその申請状況を把握して見きわめるというふうに書いてございますので、最終的には、この期限につきましては、国の責任で国が決められるものと、県としては国の決定に従わざるを得ないものというふうに考えております。

それから2つ目に、これも西岡先生の方からございましたけれども、特措法の成立経緯がございまして、最高裁判決を契機として多くの方々が早期救済を求めてまいられまして、その方々につきまして、特措法は、文字



どおり、特別に、あるいは政治的、倫理的に救済を図っていくものだと。そうしたことを踏まえて、先ほど申し上げましたが、3年目途の規定もあるものというふうに理解をしております。

具体的にいつ設定をするかということは抜きにしましても、未来永劫的に申請が受け付けられるものではないと、いつか申請の期限は来るものというふうに考えております。

それから、プロセスの中で、団体の意見、県の方といたしましても、おおむね把握をしつつありますけれども、まだ団体の方の最終的な意見が出そろっておりません。期限を設けた方がいい、あるいは設けない方がいいと意見が分かれている状況でございます。

県としましては、今、こうした状況を把握しながら、今後の対応につきましては検討させていただいているところでございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○岩下栄一委員 地下水ですけれども、地下水は公共水という概念、これはもう全国に先駆けていると思うんですね。すばらしいことだと思います。

硝酸性窒素汚染とかいろいろありますけれども、化学物質の汚染について若干の懸念がありますけれども、化学物質移動登録制度というのが10年ぐらい前にできたと思うんですね。化学物質をいろんな工業生産等で使っておられる事業所の登録状況とか、そういう把握状況というのはどうなっているかなというのが1つありますけれども。

○清田環境保全課長 先生から今御指摘いただきましたのは、P R T R法ということで、事業所がそれぞれ自分が使用しているそういった化学物質をまずどれぐらい使っているのか、それから、そういったやつは、例えば廃棄物で出して、どれだけ移動しているかとい

うのを把握するということですが、もちろん、先生がおっしゃったように、ここ、法律が制定して以来、きちっと把握して、データの集計して公表しているということでございます。

ただ、これはちょっと熊本市との関係もございまして、P R T R法は来年の4月から熊本市がP R T R法を所管するというところでございますので、熊本市とまた連携して把握してまいりたいというふうに思っております。

○岩下栄一委員 じゃあ、十分連携してやってください。

それで、やっぱり硝酸性というのは肥料とかいろんな生活排水なんかの影響が出て、それでも人体に非常に影響があるということですから、化学物質に至っては大変な、これは水俣病にもつながるような大きな問題ですので、ぜひそのところはよろしく願いしておきます。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○早田順一委員 バイオマスの活用についてちょっとお尋ねしますけれども、さっき趣旨の中で、全国屈指の農業県であり、また県土面積の6割以上を森林が占めるということで、恐らくそのペレットを活用した施設園芸等、そういった形になるのかなというふうに思いますけれども、前は、例えばこのバイオマスという言葉が出てくる前は、物を燃やしたりいろいろすると、ダイオキシンの問題で非常に何か厳しかったんですね。ただ木を燃やしてもダイオキシンが出ると。相当高温で燃やさないでダイオキシンが発生するから、何かいけないような感じだったんですけども、このバイオマス活用という名前が出てきてから、その辺がもうほとんど言われなくなってきたんですけども、例えば、農産物を農家の人が燃やして利用されたときに、

食べ物ですから、そういったダイオキシンとか、そういう基準というか何というか、その辺がどうなっているのかなと思ってちょっとお尋ねします。

○加久廃棄物対策課長 お尋ねのやつは、通常農家でよく燃やされているようなやつなのかなと思っておりますけれども、基本的には、野焼きについては、すべて廃掃法上禁止になっております。ただし、罰則規定が、通常認められているような環境基準に基づくものであるとか、農業の中で燃えないもの、そういったものに関しては罰則規定がないということで、現段階で、一応市町村の方である程度この部分については認めている。ただし、それをやっても焼却基準に基づいて本来は燃やすべきものということになっております。

○早田順一委員 心配するのは、施設園芸等にも多分このバイオを使ってされる流れになってきているんでしょう、恐らく。なってくるんだというふうに何か聞いておりますけれども、そうなったときに農産物の安全性とか、一般消費者の方がそこまで思われるのかどうかわかりませんが、ダイオキシンに対してどうなのかなというのがちょっと心配だったものですから。

○加久廃棄物対策課長 もちろん、燃やした焼却灰、特に農家で最終的にそういう木質ペレットのような形で燃やされた灰については、これは基本的には産業廃棄物に当たりますので、産業廃棄物として適切な処理をしていただくということになりますので、その部分については、農政サイドの方にもその旨伝えてあるところでございます。

○早田順一委員 なら、大丈夫ですかね。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 ちょっとお尋ねします。

バイオマス活用のことですけれども、この前も鹿本の方に視察をさせていただいて、家畜のふん尿を持ってきてエネルギーに変えるとか、あとは、家庭の排出生ごみ、あれの活用もされているということで、とてもバランスよくできる地域と都市部と、いろいろ地域によってバイオマス活用のやり方等が違うのかなというふうに思うんですけれども、今後の基本計画の中で、拠点は幾つかあるとは思いますが、主にこの地域で集中的にということか、モデル的にやっというのか、鹿本のほかにもどこか考えておられるんでしょうか。

○田代環境立県推進課長 この計画の中ではと申しますか、現状調査もいたしまして、例えば、おっしゃいましたように、菊池の方、あるいは阿蘇といった畜産が盛んなところはやはり家畜排せつ物を堆肥として使うというようなことでもございますけれども、しかし、堆肥が必要とされる場所は平地の方にあたりますので、そういう広域的な流通が必要だと、そういう調整が必要だという課題があります。

それから、下水汚泥、これは特に熊本市を初めとした都市部の方で発生しておりますけれども、まだその活用が7割ぐらいにしかないということで、この下水汚泥につきましても、最近いろんな技術開発が進んでおりますので、そういうものを例えばエネルギーとして使うとか、そういうような、あるいは石炭の代替燃料として使うといったような技術も今できつつありますので、そういう対策をやっていく。

それから、特に山手の方、阿蘇とか人吉・球磨の方では、林地での木材を利用した後の残材が出ますので、その利用がなかなかま

だ進んでいないというようなことがございます。これも林地残材でございますので、その地域で、先ほどありましたように、温室ハウスで使うとか、いろいろあろうかと思ひますし、先日新聞でも取り上げていただいたのが、熊本市の飽田西小学校で、教室で木材ペレットという形でストーブに使うというようなことを、教育現場で初めてそういう取り組みをしていただくようになりましたので、そういう形で、その場所で、地域地域で発生するものが若干ずつ違ってきますけれども、それとまた、そこで使うところと、また、ちょっと広域的に流通させて使うようなところ、そういうような課題があろうかなと思ひておりますので、この計画の中では、そういうところをちょっと細かに分析をする形で、どういうふうにご利用するというようなことを書いております。

それから、特に食品廃棄物、これが計算では21%しかまだ利用されてなくて、産業廃棄物として、いわゆる事業所から出るような、例えばホテルとかそういったところから出るところは、ほとんど堆肥等に利用されているんですけども、それ以外の一般家庭から出るところが、なかなかそれを集めたり動かしたりというのが課題だというようなところの課題意識等も持っております。そういうようなところを細かに書き込んで、それぞれ取り組んでいきたいというふうに思っております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

なければ、公共関与推進課中島課長から報告をお願いいたします。

○中島公共関与推進課長 資料の18ページをお願いいたします。

目的は省略をいたしまして、大きな2番目の最近の取組状況から御説明させていただきます。

(1)の住民説明会等の状況につきまして、前回委員会で御報告した以降の動きを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、次のページの8行目から、ゴシック体で記載しておりますが、10月7日以降の動きとなります。

10月7日には、南関町地元区長会におきまして、アセス準備書及びさきに南関町と締結をいたしました基本協定書の内容について御説明をし、理解を図りました。16日及び30日には、地元関係地区住民を宮崎県の民間のクローズド型処分場の視察に御案内をし、理解促進を図っております。その後、これに記載しておりませんが、和水町におきましては、地元住民の役員組織であります対策協議会での受け入れ容認、関係地区での住民臨時集会での容認を経て、町議会全員協議会での和水町長の受け入れ表明及び議会の容認を受けまして、おかげをもちまして、11月25日に、和水町、県、財団法人熊本県環境整備事業団の3者で、基本協定書の締結に至りました。

なお、つけ加えて御報告申し上げますが、本日、午前8時30分ごろですが、これまで最も反対意見の強かった南関町の2つの区の代表者が南関町の上田町長を訪問して、10日、土曜日にそれぞれの区の総集会を開き、全会一致で処分場を容認、今後は地元の要望を聞いてほしいとの意見でまとまったので、今後は町に御協力をお願いしたいとの申し入れがあった旨、けさ南関町の方から連絡を受けておりますので、追加して御報告を申し上げます。

これに伴いまして、処分場周辺地区として重点的に説明してまいりました南関町及び和水町の5地区すべてで建設容認をいただきました。この結果、一部個別の方の反対の意見はありますものの、のぼり旗や看板、抗議行動など、地区全体としての反対は終息することになります。

次に、(2)の環境アセスメント手続につき

ましては、アセスメント準備書の縦覧を行い、これに対する住民等意見書をいただきましたので、事業者見解をまとめ、関係市町長にお返しをしたところです。今後、公聴会やアセスメント審査会等の手続を経て、年度内には準備書手続を終了する予定でございます。

3の今後の取組みでございますが、申し上げましたような地元の合意形成の状況やアセスメント手続の進捗等を踏まえまして、今後、地域振興策の具体的な検討を開始しますとともに、予算成立を待って用地交渉などの手続を進めますが、地元の思いを真摯に受けとめ、誠意を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 質疑はございませんか。  
——いいですか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なら、私から1点、部長にちょっとお尋ねをしますが、きょうは西岡委員もいらっしゃいますけれども、今月の26日、拉致問題を考える集会、講演会が例年のとおりありますが、環境生活部は人権同和対策課があって、人権問題についての所管の部というふうに思いますが、これについては、部としてどうかかわりを持たれているのか、それをお願いいたします。

○谷崎環境生活部長 今のお話で、昨年も出席させていただきましたけれども、拉致問題については、私は人権問題の大きな課題の一つということにとらえております。今所管課は確かに国際課の方で所管をさせていただいていますが、これは庁内の連絡会議等を設けておりまして、その中で、これに対する対応ということで、私どもの方としては、この拉

致問題についての啓発等の取り組みをやらせていただいているという状況でございます。引き続き、国際課と連携をして、この問題の解決に当たっていきたく思っております。

○溝口幸治委員長 前回私も問題提起をしているんですが、国際課が所管ということですが、人権問題としても私はかなり優先順位は高いというふうに思っています。本来であれば報告なり何なり、ちょうど拉致、人権問題の週間ですから、そういうのがあってもいいのかなというふうな感想を持っています。

以上です。

○谷崎環境生活部長 はい。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。  
なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時18分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長